

第一次筑北村総合計画

❖ 後期基本計画 ❖



★基本構想 平成19年度～平成28年度

★基本計画 平成24年度～平成28年度

◇ 筑北村民憲章 ◇

わたしたちの村は、豊かな自然環境と、永い歴史と先人の英知によって築かれてきた文化を持った村です。ふるさとの未来を語り、みんなで思いやりあふれた明るく住みよい村づくりをすすめるため、この憲章を定めます。

- 一 自然環境や生命（いのち）を大切にして、うるおいのある村をつくりましょう。
- 一 あたたかな家庭をつくり、福祉の輪を広げ、健康で誰もが安心して暮せる村をつくりましょう。
- 一 教育を大切にし、すこやかな子どもが育ち、希望に満ちた村をつくりましょう。
- 一 伝統と文化を引き継ぎ、創造力豊かな村をつくりましょう。
- 一 広く人々との交流を大切にし、働くことに喜びを持ち、地域に適した産業を盛んにした活力ある村をつくりましょう。

第一次筑北村総合計画後期基本計画目次

第1章 地域と住民が支えあい、みんなが安心して暮らせるむらづくり

【健康・福祉の充実】

第1節 健康づくりの促進	1
第2節 医療体制の充実	1
第3節 高齢者、障がい者(児)、ひとり親家庭等への福祉の充実	2
第4節 出産・育児支援の充実	3

第2章 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したむらづくり

【生活環境の向上】

第1節 交通対策	4
1. 交通機関対策	4
2. 交通安全対策	5
第2節 生活基盤の充実と快適な居住空間の創出	5
1. 上水道の整備	5
2. 下水道の整備	6
3. 道路・住環境の整備	7
4. 消防防災体制の整備	8
5. 防犯体制の整備	9
6. 土地利用計画	9
7. 消費者対策	10
第3節 人口増加対策	10

第3章 豊かな自然環境を守り、心安らぐ癒しのむらづくり

【自然環境の保全】

第1節 環境の保全と地域資源の活用	11
第2節 ごみ処理対策	12
第3節 公害防止対策	12
第4節 森林の整備	12

第4章 観光・交流と農業を中心に独創性ある産業が育つむらづくり

【産業の振興】

第1節 雇用・就労環境の充実	13
第2節 商業・工業の振興	14
第3節 農業・林業の振興	14
第4節 地域資源を生かした観光振興と交流の促進	15

第5章 歴史と文化を継承し創造する心豊かな人を育むむらづくり

【教育・文化の充実】

第1節 次代を担う子育てに資する魅力ある教育環境の整備	16
1. 子ども支援の充実	16
2. 家庭教育の充実	17

3.	保育環境・幼児教育の充実	17
4.	学校環境・学校教育の充実	18
5.	保育園・小中学校の統合	19
第2節	歴史・文化の継承と創造	19
第3節	人権尊重社会の推進	20
第4節	生涯学習体制の充実	21
第5節	スポーツ活動の振興	21

第6章 住民が主体となった交流や連携のむらづくり

【住民参加・交流連携】

第1節	住民と行政の協働への取り組み	22
第2節	魅力ある交流促進	23
第3節	情報の共有	24
第4節	集落環境	24

第7章 明るく潤いのある社会を展望できる自立したむらづくり

【行財政運営】

第1節	公共施設・設備の有効活用	25
第2節	行政運営	25
第3節	効果的財政計画	26

地域と住民が支えあい、

第1章 みんなが安心して暮らせるむらづくり

【健康・福祉の充実】

第1節 健康づくりの促進

1 現状と課題

生活様式の変化などに伴い、不規則な食生活や運動不足、喫煙などの生活習慣により、高血圧症・高脂血症・糖尿病、がん等の生活習慣病にかかる人が増えています。また、社会情勢の急激な変化や価値観の多様化などにより、悩みやストレスを抱えている人が増え、心の健康を害する人も増えてきています。国民健康保険の医療費は県下でも上位にあり、多額の費用がかかっている状態です。住民一人ひとりが“自らの健康を自ら「守る」”から”「作る」”意識を高め、生活習慣を見直し、健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

村では、生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健指導や二次検診、健康教室や講演会、各種がん検診等の他、個別の家庭訪問や健康相談など予防施策を強化していますが、ハイリスク者の意識改革等、早急の個別対策を講じ、疾病を早い段階で予防することにより、医療費の抑制を図っていく必要があります。

また、心身ともに健やかに生きがいをもって、生活するためには、悩みやストレスに対する相談窓口などの整備を進める必要もあります。

2 施策

- 「健康は自分でつくり、自分で守る」という意識啓発を進め、住民が健康の保持・増進及び疾病の予防など健康寿命の延伸のため健康づくりに取組めるよう、一人ひとりにあった生活改善のため、相談や支援体制の充実を図ります。
- 特定健康診査における受診率の向上及び生活習慣病予防対策事業の充実を図ります。（特定健康診査の受診率を65%以上、糖尿病予備軍を25%の減少を目指します。）
- がん検診の受診率の向上、特に女性特有がんや大腸がん検診など年齢に焦点を当て受診勧奨を進めます。また講演会等でがんに対する知識の普及を図ります。
- 健康館を中心とした健康増進ゾーンの開発と有効活用により、水中運動や個別の栄養指導などを取り入れた健康教室を公民館事業と連携を図り、住民の日々の健康づくりを促進します。
- 健康づくり推進委員会などの地区組織の育成と自主的活動を促進します。
- サンサン体操の普及に努めます。

第2節 医療体制の充実

1 現状と課題

村では「健康で明るいむらづくり」推進のため、さまざまな保健福祉施策を講じていますが、一人当たりの医療費、介護保険料が県下でも高い位置にあり多額の費用がかかっている状況で

す。

保健、福祉、医療の各分野が連携しながら在宅医療、在宅介護等総合的なサービスが提供できるよう体制づくりをすすめていく必要があります。また、広域による緊急医療体制が整備され、緊急時での安全確保がなされているところですが、眼科・耳鼻咽喉科などの専門医療の確保が今後の課題です。

住民が必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療機関等との連携を強化し体制を整備していく必要があります。

救急医療については、在宅休日当番医制や病院輪番制注1)による救急体制が確立していますが、医療機関と地域との連携やそのための環境整備が必要となっています。

注1) かかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための医療機関を整備している制度で、市や郡単位の地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院が日を決めて順番に担当している。

2 施策

- 救急医療体制の充実と高度医療体制の強化のため、地元の医療機関とより一層の連携強化を図り、地域の医療体制の整備を図ります。
- 特定健康診査や各種がん検診等による疾病対策などを進め、疾病の予防および早期発見・早期治療の普及など保健対策の充実を図ります。
- 保健・福祉・医療の総合的かつ一体的なサービスの実現を図るため、地域保健福祉活動の体制づくりを進めるとともに、地域コミュニティ注1)を基盤とした地域保健福祉活動を支援します。
- 国民健康保険や介護保険事業の安定化を図ります。

注1) 人々が共同体意識を持って共同生活を営む社会集団。地域社会。共同体。

第3節 高齢者、障がい者(児)、ひとり親家庭等への福祉の充実

1 現状と課題

近年、高齢者数が微増にとどまっているにも関わらず、少子化、晩婚化や若者の村外への流出等により65歳未満の人口が急速に減っているため、本村の高齢化率は36.0%（平成23年7月末現在）と上昇の一途をたどっています。平成28年度までに団塊の世代（昭和22年～昭和26年生まれの方）が65才を迎えることで高齢者数がピークを迎えることが予測されています。その後は、高齢者数（65歳以上の人口）は減少していく見込みですが、医療と介護サービスを最も利用する後期高齢者数は平成38年度くらいまで微増し続けますので、若い世代が急速に減少する中、現在と同様に高齢者を支えられるかが課題です。

また、家族形態の変化と若者の村外流出により高齢者のみで暮らす世帯や高齢者の一人暮らしが増加してきており、これまで介護や地域社会、地域福祉を支えてきた基盤が衰えつつあるので、これらの変化に適応したサービスの提供体制や地域で支える仕組みづくりが必要です。同時に、多くの高齢者が生き生きと活動し自らの健康維持と活力ある生活がおくれるように、生涯現役で活躍できる「場所」が必要となります。

平成23年度末現在の身体障害者手帳の所持者数は363人、療育手帳所持者数は66人、精神障害者保健福祉手帳所持者は37人です。核家族化が進む中で、障がい者(児)の高齢化や障がいの重度化が進行しており、障がい者(児)を地域で支えることが求められています。障害者自立支援センター（ちくほっくる）を活動拠点とし障害者自立支援法に基づく給付、ひきこもり

及び心の病に対する相談、支援施設としての役割も一層重要となり、また松本圏域委託の障害者相談支援センターとの連携も必要となります。特に若年層の障がい者（児）は社会参加への道が閉ざされがち傾向にあるため、自宅等から通うことのできる居場所、就労場所、グループホーム等の確保が今後の課題です。

ひとり親家庭も近年の社会環境を背景として増加傾向にあり、より一層の制度の充実と社会的・経済的自立援助が図れるよう支援していくことが必要です。

2 施策

- 高齢者や障がい者（児）が地域や家庭で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターや障害者自立支援センター等の相談機能の充実を図り、サービスを利用しやすくします。
- 寝たきりや認知症になる方を減らし、地域で健康で自立した生活を維持できるよう、介護予防事業、健康づくり事業の充実を図ります。
- 家族介護者支援のため、地域包括支援センターを中心に要介護者と介護を行う方への相談・支援体制を充実させます。
- 高齢者が、社会を支える重要な一員として地域活動や社会貢献活動などにその経験や能力を活かせるよう、老人クラブやシルバー人材センター^{注1)}への登録の推進、地域福祉ボランティア等の福祉活動への協力者の育成に努めます。
- 障がい者（児）や高齢者が安心して暮らせるよう、心と生活環境の両面でのバリアフリー^{注2)}化を進めます。また、生涯にわたり一貫性のある支援ができるよう関係機関との連携強化を図ります。
- 高齢者や障がい者（児）の社会参加や生きがいづくりを促進する就労場所として、社会就労センターの整備・充実を図ります。
- ひとり親家庭等への相談の充実や各種制度の有効活用を進め、生活の安定と自立を促進します。
- 有償ボランティア（サポーター）^{注3)}制度を活用した、高齢者の新しい活躍の場を提供します。
- 坂北荘を日帰り入浴施設として運営しながら高齢者自立支援施設として位置づけ、利用する方、サポーター双方が健康で楽しく過ごせる場所を提供します。

注1) 高齢者による地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする自主的団体。

注2) 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者が日常生活をおくる上で不便な障害となっているもの（バリア）を除去（フリー）し、障がい者などが安心して暮らせる環境をつくること。

注3) 対価のあるボランティア活動。

第4節 出産・育児支援の充実

1 現状と課題

近年、急速な少子化、核家族化の進行、女性の社会進出などがますます進み、妊婦や母親が妊娠、出産、育児を不安に感じており、妊婦、母親や家族の負担の軽減や子育てを地域で支える環境づくりが必要になっています。

妊娠期から義務教育終了までの子ども一人ひとりの「育ち」に対する一貫性のある子ども支援や子育て家庭の支援を推進するためには、母子保健期からの積極的な関わりと支援が不可欠

であり、「安心・安全」に育児期を迎えるための支援の充実、育児不安を抱える保護者への早期対応、健やかな子どもの成長、発達状況の把握など母子保健に関係する機関が連携しながら、次代を担う子どもや母親等への積極的な支援施策を進める必要があります。

また、小児期以降に太りだすことで将来的に肥満になりやすいことや肥満があることで生活習慣病を若年層で発症しやすいことから、小児期からの生活習慣病を予防することが大切です。乳児期からの規則正しい生活リズムの確立とバランスの取れた食生活及び楽しく体を動かす運動習慣を身につけることに重点を置いて取り組むことで、小児ばかりでなく家族全体の健康の保持増進も期待できるため、生涯を通じて一貫した健康づくりを地域に浸透させていくことが重要です。

2 施策

- 妊娠期の支援や特に負担のかかる出産直後の訪問相談をはじめとする妊娠、出産、子育てや子どもの健康・教育に関する不安などに対処するため、子育て意識の啓発、相談・支援体制の充実を地域社会の連携と支え合いの中で進めます。
- 乳幼児健診及び各種予防接種の受診率、接種率の向上に向けた勧誘、普及啓発の充実に努めます。
- 健やかな心身の成長、発達を促し、小児期からの生活習慣病予防対策を進めます。

快適な暮らしを支える

第2章 生活基盤が充実したむらづくり

【生活環境の向上】

第1節 交通対策

1. 交通機関対策

1 現状と課題

村内には鉄道による交通機関として南北に走るJR路線が整備され、村内に3カ所ある駅により通勤・通学や通院・買い物などの交通手段として多くの住民に利用されています。また、村内を縦断する長野自動車道には2カ所のバス停があり、JR路線とともに利便性の向上を図っています。

JR路線については従来から地元の意向を踏まえ複線化や運行本数・運行時間の拡充を要望してきていますが、実現は非常に厳しい状況が続いています。また、村内JR路線各駅での切符の販売は村の委託を受けた臨時職員により対応していますが、より一層の利用拡大を図ることが求められています。

村では、直営によるバスの運行により村内での買い物や通院など、ほかに交通手段が確保できない住民の足として利用されていますが、近年の人口減少とともに利用者が減少傾向にあります。一方で村内の幅広い地区に対する運行路線拡充の要望もあり、これまでも運行時間帯の見直しや定額料金制の導入などより利用しやすい運行形態の改善に努めてきましたが、従来の方法による路線バスの運行は限界があることから新しいシステムの導入を模索する必要があります。

あります。

村内には路線バスとは別にスクールバスが運行されていますが、少子化とともに利用者も限られており一部の地域での運行であるため路線バスも含めた運行形態の見直しが必要とされます。

公共交通機関とともに住民の交通手段として民間のタクシー利用がありますが、利用者の減少とともに非常に厳しい経営を迫られています。住民生活の向上を確保することからも公共交通機関とタクシー会社が共存できる体制を確立し、誰でもが快適に利用できる交通手段のあり方を検討していく必要があります。

2 施策

- 鉄道路線の複線化、通勤通学時間帯の増便、運行時間の拡充を引続きJRに要望し利便性の確保に努めるとともに、駅利用者に対する環境サービスの向上に努めることで利用拡大を図ります。
- 運行路線の拡充など路線バスの運行形態も含めた見直しを図り利用者の交通手段の確保に努めます。
- デマンドバス注1)を含めた新しい公共交通システムの導入や民間タクシーの利用のあり方について検討していきます。

注1) 利用者の要望に応じて、自由にルートや時間を設定し運行するバスのこと

2. 交通安全対策

1 現状と課題

村内は道路網の整備等により快適な交通環境が図られてきていますが、交通量の増加に伴い交通事故の発生が懸念されています。

本村においては生活における自動車への依存度が高く、交通事故のない安心・安全な暮らしには住民一人ひとりが高い交通安全意識を持つことが重要です。

交通事故の割合が高いとされる夜間や高齢者の事故を防止するために地域一体となった交通安全運動を展開していく必要があります。また、地域の実状に即した交通安全環境が求められています。

2 施策

- 交通弱者といわれる高齢者や子ども達を重点にした交通安全教育の充実を図ります。
- 計画的な交通安全施設の整備を図り交通事故の防止に努めます。
- 交通安全協会とも連携し啓発活動を推進します。

第2節 生活基盤の充実と快適な居住空間の創出

1. 上水道の整備

1 現状と課題

本村の水道は、本城簡易水道、大沢簡易水道、乱橋簡易水道、坂北簡易水道、坂井簡易水道

の5の簡易水道です。

本城簡易水道は金山沢水源、唐沢第1、第2、第3水源、鳥ヶ沢水源、栃平第2水源において湧水2カ所、河川水3カ所、深井戸1カ所の6水源で計画取水量は840m³/日、大沢簡易水道は大沢山水源の湧水で計画取水量は28m³/日、乱橋簡易水道は大門水源、西村水源、栗林水源において表流水、湧水、地下水の3水源で計画取水量は120m³/日です。

坂北簡易水道は長者原水源、第1、第5、第6水源において、深井戸3カ所・湧水1カ所の4水源です。計画取水量は700m³/日で、ほかに麻績村より40m³/日を受水しています。

坂井簡易水道は鳥居平水源、麻績境水源、安坂水源、漸々第1、第2水源、新倉水源、細尾水源において6カ所の湧水と1カ所の深井戸の7水源で計画取水量は1,010m³/日です。

水量確保の深井戸掘削、下水道化に対応するため配水池の増補改良、下水道工事に伴う本管布設替等建設的な投資を行なってきましたが、生活様式の変化による水利用の増加は、渇水時に顕著に現れ、特に本城・坂北地域は節水を呼びかけ水需要に対応しています。安定した水量確保のため、各施設の老朽化に伴う修繕や改修も計画的に行う必要があります。また、最近の異常気象や地震などにより、水道施設への災害対応が課題となっています。

水道事業は、住民の日常生活の改善向上と産業活動及び防火対策の推進や福祉の向上等、地域の発展に大きく寄与するものです。

飲用に適する清浄な水を効率よく安定的に供給するため施設の計画的な充実を図るとともに、低額でいつでもどこでも使用でき適切な水圧で供給することを使命に維持管理体制を整備し、水道施設を合理的にしかも衛生的に管理するとともに、公正妥当な料金によって経常収支の均衡を保ち効果的な事業経営を図ることが必要です。

2 施策

- 水需要の増大に対応するため広域的な水道施設の整備拡充に努めます。
- 安定的な水を供給するため維持管理体制の強化に努めます。
- 老朽化施設及び坂井真田地区・本城乱橋西村地区の本管更新等を検討し、漏水を減らし有収率の向上に努めます。
- 災害時に対応できるよう、給水できる備品等の整備に努めます。
- 使用料金の見直しを定期的に行い経営の安定化に努めます。

2. 下水道の整備

1 現状と課題

「公共用水域の水質保全」「農業用水の水質保全」「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」のため、家庭から発生するし尿と生活雑排水の適正な処理を推進してきました。

排水処理施設については、農業集落排水施設（西条、東条、小仁熊、乱橋、坂井）、林業集落排水施設（中尾、真田）と、合併浄化槽施設（坂北地域・本城地域の一部）が整備されており、各施設の維持管理に努めてきましたが、施設・機器等の老朽化が進んでいるため、維持管理に掛かる負担が大きくなっている現状です。

村全体で平成22年3月末における供用率が78%となっており、内訳としては農業集落排水施設の西条地区が93%、東条地区が85%、小仁熊地区が64%、乱橋地区が52%、坂井地区が82%、また林業集落排水施設の真田地区が73%、中尾地区が94%です。合併浄化槽区域では坂北地域が72%、本城地域が63%です。今後も環境保全のために、更に水洗化を推進することが重要で

す。

また、最近の異常気象や地震などにより、施設にも災害が生じる可能性が高くなっており、その対応が大きな課題となってきました。

2 施策

- 一定の機能と目的を持った装置や施設は、目標性能を定常的に維持管理するために適切な管理運営をするとともに、異状の早期発見に努め直ちに適正な措置を講ずる等、絶えずその装置の持つ機能と目的が十分発揮されるよう施設の維持管理に努めます。
- 専門的な保守点検業務は専門の技術者が巡回により行っていますが、各家庭においても「自分の施設」という意識を持ち宅内の枡などの清掃点検を定期的に行うよう住民への周知に努めます。
- 清潔で快適な生活環境保全のため、住民への周知を図り水洗化率の向上に努めます。
- 施設の維持管理コストを軽減するため、集落排水施設の統合等について検討をします。
- 東条農業集落排水施設の水槽等の老朽化が進んでいるため、防食工事を実施し施設の維持管理に努めます。
- 合併浄化槽区域においては、国県補助金の活用により設置を推進します。
- 近隣市町村との災害協定などの連携を検討します。
- 使用料金の見直しを定期的に行い経営の安定に努めます。

3. 道路・住環境の整備

1 現状と課題

現在村道は、603路線、実延長313km となっています。幹線道路改良率は76%、その他道路改良率31%となっており、その他路線の未整備が目立っています。今後は、実施計画を基本に、整備促進に努めます。

国・県道は8路線あり、順次県に要望し整備を進めています。念願だった国道403号滝上峡地籍、新トンネル建設は、「矢越防災」として平成21年度事業化されました。早期完成が望まれます。

また、村営住宅は15団地102戸ありますが、昭和40年代初期に建設した団地もあり、老朽化が進み早期に建て替えを進めなければなりません。今後は、学校等統合も視野に入れながら住宅建設の適地を選定するとともに、若者定住化に対応した魅力ある住宅建設を進め、過疎化に歯止めをかけることが必要です。さらに造成分譲宅地が15区画売れ残っており、戸建て住宅建設について村内外へ効果的なPRが必要です。

2 施策

- 魅力的な地域環境の形成と新村の持続的発展のため、環境面・防災面に配慮しながら、駅周辺の整備、道路の整備や生活環境整備等を進めます。
- 村内の交流や周辺地域との連携強化に資するため、国道・県道等の主要道路の整備の促進を近隣市村と連携し国、県等関係機関に働きかけます。また、特に事業化され着手している国道403号新矢越トンネルを含む「矢越防災」の早期完成と、安曇野市明科地籍の道路整備について引き続き要望活動に努めるとともに、主要地方道大町麻績インター千曲線差切峡地籍のトンネル化についても要望活動を進めます。

- 地域の骨格となる幹線道路については、各地域の主要施設間のネットワーク化を促進するために、引き続き現況道路や既存の道路網計画を踏まえ、安全性・快適性に配慮した整備を進めます。
- 生活に密着した道路は、景観に配慮した、うるおいのある道路空間の創出及び安全性の観点から、歩道設置及びバリアフリー化、除雪対策、通学路の整備、舗装修繕等に努めます。
- 各生活拠点地域においての生活道路や簡易水道及び下水道注1) 整備により快適な住環境の整備を進めます。
- 過疎化や少子高齢化に歯止めをかけるため、村営住宅を建設し若者定住化の促進を図ります。
- 分譲宅地の販売を促進します。

注1) ここでは、農業集落排水施設、林業集落排水施設、合併浄化槽施設を一括して下水道と表現している。

4. 消防防災体制の整備

1 現状と課題

消防団運営については、消防資機材の整備、団員の確保、及び合併後の消防団体制の充実等課題が多く、今後においても厳しい団運営を迫られています。

しかし、住民の安心安全を確保する上で、地域に根ざす消防団の役割は重要でより以上に消防団の運営支援を行う必要があります

近年過去に例を見ない災害の発生が相次ぎ、中でも未曾有の被害となった東日本大震災により、これまでの防災意識のあり方を根底から考え直さなければなりません。

本村におきましてもこれらの大災害を教訓に地域防災計画の見直しを早急に進め、より実効性の高い筑北村地域防災計画の策定を行い、今後に予測されている糸魚川・静岡構造線断層帯での大震災他、予測される大災害に備えなくてはなりません。

防災対策については、筑北村地域防災計画を基に、災害における住民の安全確保や対応方法の周知、自主防災組織及び支えあいマップを機軸とした安否確認、避難訓練の実施等、住民総参加型の防災訓練を随時行ない、防災意識の高揚や関係機関が一体となった連携体制の充実を図らなければなりません。自主防災組織も年々結成が進められていますが、より周知を図り自主防災の組織づくりを進めていく必要があります。

平成22年度において防災情報の伝達手段としての防災行政無線が整備され、緊急時の一斉放送はもとより、各区内にある屋外拡声器、及び半固定型無線機の配備により、孤立集落との情報伝達も可能になりました。今後はこれら設備の操作方法等を地域の皆さんに周知徹底していかねばなりません。

防災備品は、飲料水・非常食・毛布などの備品がある程度備蓄されていますが、災害規模によっては不十分ですので順次整備していく必要があります。

2 施策

- 災害に強いむらづくりを進めるため防災情報システムの活用を最大限行い、情報伝達の強化、及び防災意識の高揚、防災訓練の実施等により住民自らによる防災活動を支援します。
- 地域防災計画や支えあいマップの必要な見直しとその有効活用を図る中で、防災意識を高め住民が支えあう地域づくりを進めるため、区・常会が一丸となった自主防災組織の設置を支援し、安心・安全の確保を図ります。

- 働きながら活動しやすい消防団組織のあり方を検討し、消防団員の確保に努めます。

5. 防犯体制の整備

1 現状と課題

犯罪は全国的に低年齢化や凶悪化しその手法も複雑多様化、発生件数も年々増加傾向にあります。本村においても空き巣・車上狙い・自動販売機荒らしなどの犯罪が増加しており、定期的な防犯パトロール活動などを行い被害の防止に努めています。

従来から農山村では外出するにも鍵をかけない家庭が多く、空き巣の標的になる心配があります。村内各駐在所や各関係機関がより一層協力・連携した防犯活動を進めるとともに、住民・地域が一体となって生活の安全確保や犯罪のない地域づくりを目指し、地域における防犯意識を高めることで犯罪を未然に防ぐことが必要です。

2 施策

- 地域一丸となった啓発活動の実施に努め、被害にあわない・あわせない取り組みを進めることで安心して暮らせる環境づくりの実現を目指します。
- 安全安心な子育てを実現するため、関係団体と連携を図り防犯パトロールの強化に努め、犯罪から身を守る活動を実践していきます。

6. 土地利用計画

1 現状と課題

村全体の行政区域の面積は99.5km²であり、長野県に77ある市町村の中では41番目の規模となります。田が3.9%、畑が5.4%、宅地が1.6%、山林、原野、保安林・道路・雑種地等で約89%を占めています。

農地は農業者の高齢化、担い手不足により遊休・荒廃化が進み、年々生産性が低下しているのが現状です、今後担い手組織の育成など、農業生産の組織化により、遊休荒廃地の解消など優良農地の保全対策が必要です。

村の面積の大部分を占める山林・原野等は、木材価格の低迷・林業従事者の減少・高齢化により森林整備が滞り、荒廃森林が年々増加していることにより、森林は、木材生産はもとより国土の保全や水資源の涵養など公益的機能を有していますが、こうした機能も低下しているのが現状です。保育・間伐などの森林整備を実施し有害獣対策を積極的に実施すると共に、荒廃森林の整備のため積極的に治山事業を行う必要があります。

宅地面積はごくわずかに限られていますが、生活関連施設の整備と並行して、若者向け定住促進住宅の建設などの人口の増加対策を積極的に図ることが必要です。

2 施策

- 農業生産組織の育成に努め優良農地の保全に取り組みます。
- 除間伐などの森林整備担い手の組織化を検討し、治山の推進に努めます。
- 利用価値の高い土地と豊かな水資源の確保に努め、定住促進住宅の建設や企業誘致の促進を検討します。

7. 消費者対策

1 現状と課題

近年消費者を取り巻く環境は年々手口が巧妙化する悪質商法や契約トラブル等により、消費者一人ひとりの適切な判断が重要となっています。

また、限られた資源の有効活用やリサイクルの推進等、豊かな地域環境の保全を図れるかが課題です。

このような、社会経済の変化に対応して消費者保護政策を推進するために、消費者自身の意識の高揚を図り、豊かな賢い消費生活が送れるよう支援を行います。

2 施策

- 消費生活相談室などの関係機関と連携を図り、消費者被害防止のための情報提供や啓発に努め、消費者の自立を支援します。

第3節 人口増加対策

1 現状と課題

出生人口の減少に加え、20代、30代の転出増加により、平成32年度の人口は4,519人と推計されています。人口流出に歯止めをかけるには、若者が住みたいと思う魅力ある若者定住策はもとより、村外からU・Iターン注1)者を迎え入れるための施策を講ずる必要があります。

注1) Uターンは郷里に戻って就職又は定住すること。Iターンは郷里以外の地方へ就職又は定住の場を移すこと。

2 施策

- 村営住宅建設による若者の定住化を促進します。(第2章第2節3再掲)
- 企業誘致の環境整備(用地・条件)の検討と、村内外の人脈を通じた支援組織と担当部署の確立、創業者・起業家支援制度の確立を図ります。(第4章第1節再掲)
- 特色ある子育て支援と幼児、学校教育を充実します。(第5章第1節再掲)
- 滞在型農村体験施設等による移住希望者と住民との交流を図ります。(第6章第2節再掲)
- 移住希望者の相談窓口の一本化や充実を図るとともに、「空き家登録・紹介制度」を構築し、村外からの移住を促進します。
- 定住を目的とした新築、増改築、空き家取得及び住宅用地取得に対する助成金の交付を検討します。
- 結婚を希望する人への相談や支援を行ない、出会いの輪を広げるための活動を充実します。

豊かな自然環境を守り、

第3章 心安らぐ癒しのむらづくり

【自然環境の保全】

第1節 環境の保全と地域資源の活用

1 現状と課題

地球の温暖化による影響などにより、自然環境は近年大きく変化し、環境保全への取り組みも大気・水質・騒音などの身近なものから、地球温暖化などの地球環境問題まで広範囲にわたって関心が寄せられ、より複雑化、多様化しています。地域の環境を守り、持続可能な社会の構築に向けて、住民の主体的な行動や取り組み意識の高揚、住民への啓発活動の充実を図りながら、環境にやさしいむらづくりを推進していくことが必要です。

本村においても、豊かな自然や多様な野生動植物の生息、生育環境を確保するだけでなく、地域の特性に応じた環境を保全していく必要があります。また、生態系のバランスを考慮した野生鳥獣の個体調整も地域を越えた連係での取り組みが必要になっています。手入れがされないままの農地や山林には、不法投棄されたごみ類があっても目立たず、発見が遅れることで次の不法投機へと繋がる悪循環も続いていますので、適切な農林地の管理とともに監視活動も必要です。

環境にやさしい省資源・循環型社会を作るために、住民や事業者一人ひとりが環境保全への理解を深め、自発的に取り組むことが求められています。

循環型社会の構築を目指すうえで注目されているバイオマスエネルギー^{注1)}の導入については、コスト面で実現が難しい状況にありますが重要な課題として検討が必要です。

自然は豊かとはいえ、筑北村の飲用水水源の取水量は、地域によっては満足とはいえないところもあります。そのような地域では家庭の屋根で集められた雨水をタンクに溜め、少雨期にそれを洗車や園芸などで利用し、水資源を活用することで循環型社会への次のステップへと進むことができます。これらいずれの対策も、環境基本計画を基に基づき実施していくこととします。

注1) 森林の間伐や製材などにより発生する未利用木材や端材などを原料にして創出される新しいエネルギー。

2 施策

- 豊かな自然や歴史・文化遺産を保全しつつ永続的に活用し、うるおいのある生活が享受できるように、住民の環境意識を高めるため環境教育などの総合的な環境施策を推進し、その一環としての環境美化運動やモラル向上のための啓発や環境パトロールの強化を図ります。
- 周囲の山々の環境や固有植物の保全とともに特定外来種の排除など、地域の特性に合った自然景観を維持し、美しい地域環境の整備に努めるとともに、その自然を地域資源として享受できるようにトレッキングコース等の整備を進めます。
- 省エネルギーなどの地球規模の環境問題にも積極的に取り組みます。
- 森林の保全には、間伐などによる森林の適切な整備が不可欠です。これに伴い発生する間伐材などの未利用資源を活用した木質バイオマスエネルギーの導入について、バイオマスタウン構想^{注1)}を基本に取り組みます。

- 太陽光発電システム設置を支援し、再生可能エネルギーの創出に取り組みます。

注1) 村が中心となって取りまとめる地域のバイオマス利活用の全体プラン。

第2節 ごみ処理対策

1 現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムは、天然資源の枯渇や土壌や水質汚染、ダイオキシンの発生など地球規模の環境問題を引き起こしています。

貴重な自然を守り、限りある資源を効率的に利用し、地球環境への負荷を低減するためにも住民・行政が一体となり、多様化したごみの分別処理を行い、ごみの減量化、不要となった物の再利用、再資源化を推進し、資源を有効に活用できる仕組みづくりと啓発活動を進めていく必要があります。

2 施策

- ごみ問題に対する意識高揚を進め、ごみの排出時における分別の徹底を図ります。
- 資源循環型社会注1) の構築を目指して、住民・団体・企業・行政が一体となって廃棄物の減量化、資源化、リサイクル注2) 運動を進めます。

注1) 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

注2) 一度使用され廃物となった新聞紙・金属製品等を捨てずに回収し、再び資源として利用すること。

第3節 公害防止対策

1 現状と課題

長野自動車道の騒音や工場などから発生する騒音、排気、悪臭や排水、また個人の家庭雑排水等による環境汚染は少なからず自然環境や生態系にも影響を及ぼしています。

現在から将来へと健全で良好な生活環境を確保し続けることができるよう、住民や事業者の環境保全意識を更に高め、総合的な公害防止対策を推進することが大切です。

2 施策

- 長野自動車道の騒音測定、河川の水質検査等を定期的を実施するとともに、工場騒音等についても監視指導を行い、公害防止に努めます。
- 地域の魅力と資源を将来にわたって継承するために、近隣市町村との連携により河川の水質汚濁の防止や不法投棄の防止等に努め、監視指導体制の強化を図ります。

第4節 森林の整備

1 現状と課題

村面積の83%を占める森林は、木材価格の低迷、林業従事者の減少・高齢化により、森林施業が停滞し荒廃森林が増加して、猪・鹿の住みかとなり、森林や農作物被害も深刻になっています。

また、松くい虫被害が近年増加し、健全な松林整備や適正な駆除が求められています。

森林は木材生産だけでなく、国土の保全・水資源の涵養・保健休養など様々な公益的機能を有しているため、このまま放置しておく事はできません。特に水源涵養、有害獣被害防止などの要請が高く、早急に機能の回復を図る必要があります。特に民有林、規模が零細な個人所有林は遅れが目立っています。

林業生産活動の活性化と森林資源の高度活用、森林整備を推進するため、林道・作業道の整備も必要となってきます。

2 施策

- 水源涵養機能^{注1)}、災害防止機能を有する森林を守ると共に、安らぎの実感できる森林の整備を進めます。
- 有害獣被害防止のため、里山の整備を進めます。
- 松枯損木の早期伐倒処理を進め、松くい虫被害防止を図ります。
- 除間伐など森林ボランティア、住民協働作業を進めます。
- 森林資源を使った体験施設、里山トレッキングコースなどの整備を図ります。
- 林業の広域的六次産業化について検討し、森林資源の高度活用を図ります。

注1) 森林が根幹部に降った雨水を蓄えておくことで、洪水、渇水の幅を少なくし、河川の一定流量を保つ機能。

観光・交流と農業を中心に

第4章 独創性ある産業が育つむらづくり

【産業の振興】

第1節 雇用・就労環境の充実

1 現状と課題

日本経済の低迷により、村内企業の経営は厳しい状況にあり、若年労働者の多くは村外企業に通勤しているのが現状です。今後は住民の雇用確保のため、既存企業の育成、優良企業の誘致を進める必要があります。また、合わせて水の確保、住宅の確保、工業用地の確保など基盤整備も必要となっています。

また、魅力ある村づくりのため、子育て支援、村外通勤者への優遇措置、雇用情報の提供など様々な対策が必要となっています。

2 施策

- 人口増加、若者定住を図るため、企業誘致の環境整備（用地・条件）の検討と、既存企業の経営安定、労働力の調整、支援の充実を図ります。
- 地域特性を活かした企業誘致を図るため、村内外の人脈を通じた支援組織と担当部署の確立を図ります。
- シルバー世代、障がい者等の雇用促進を図ります。
- 村内産業振興連携組織の確立を図ります。
- 創業者・起業者支援制度の確立を図ります。

第2節 商業・工業の振興

1 現状と課題

日本経済の低迷は、消費意欲が冷え込むなど厳しい状況が続いている中で、小売業の大型化、郊外化が定着すると共に、低価格競争の激化や消費者ニーズの多様化・高度化などにより、商業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

本村の商業は、地元消費者を対象とした小規模経営が大部分を占めていますが、交通網の整備により、松本市、安曇野市、上田市、千曲市まで1時間程度で移動できるため、住民の生活様式は変化し、村外購買率が高くなっています。

また、少子・高齢化による既存商業者の後継者不足は深刻な状況になっています。

今後は地域、商工会と連携した新たなサービス・商品の開発、新たな販売経路や宅配の確立、販売促進などの充実、立地条件の不利を逆手にとった商売など、多くの消費者を呼び込むと共に、地元商店の利用促進を促す必要があります。

工業は、輸出関連の下請け企業が多く、東日本大震災、急激な円高の影響を受けて安定した受注の確保が厳しい状況に置かれています。また、恵まれない立地条件や労働者の制約等から企業が育ちにくく、撤退もあり厳しい状況に置かれています。

既存企業の支援、企業誘致などの環境整備が必要です。特に工場用地や水源、あるいは労働力確保のための住みよい村づくりなどが、課題となっています。

2 施策

- 商工会と協力し、商工業者の育成・支援を図ります。
- 農商工連携による六次産業化を図ります。
- 地場産業後継者の育成や新商品の開発を支援し、地域産業の活性化を図ります。
- 企業誘致のための環境整備（用地・条件）を検討します。
- 地域ブランド確立をめざす製造・販売力の強化を図ります。
- 土着的起業・創業を支援します。

第3節 農業・林業の振興

1 現状と課題

本村の農業は、農家1戸当たりの平均耕作面積は、40aときわめて零細な状況です。農業者の高齢化・兼業化・担い手不足に伴う労働力の低下や米価の下落・生産調整などによる生産意欲の低下によって経営耕地の遊休・荒廃化が年々深刻な状況となり、村・地域・農業者が連携した地域農業経営体の育成が急務となっています。

また、老朽化した、農道、水路の整備、農業機械の大型化に対応した基盤整備が求められています。

近年有害獣の被害が村内全域で深刻になっています。防護柵の設置、捕獲など抜本的な対策が求められています。

女性グループが中心となった村の加工施設を使った、もえぎ豆腐・おやき・みそ・おかき・ジャムなどの生産が行われ、直売所などでの販売が行われていますが、グループ員の確保、原材料の安定的な供給、販売増による収益向上など、付加価値をつけた販売、新たな商品開発な

どが必要となっています。

林業は戦後植林された森林が今後伐期を迎えますが、民有林の森林所有者は経営規模が零細なことと高齢化、木材価格の低迷により、保育・間伐が進まない状況にあります。森林の整備は森林の持つ公益的な機能、治山、治水に欠かせないことは勿論のこと、有害獣被害防止対策、松くい虫被害防止対策などにも重要な課題となっています。

松くい虫被害は年々増加の一途をたどっています。適切な防除、被害木の伐倒を進め、特産品のまつたけ発生環境整備に努めると共に、きのこ・山菜などの特用林産物の生産販売を進めることが必要となっています。

2 施策

- 農業の六次産業化を推進し、幅広い就労機会を創出します。
- 「ゆきセンター」を核に、地域資源を活かした環境にやさしい農業をめざします。
- 農地の賃貸借を積極的に行い、遊休荒廃農地の有効利用を図ります。
- 農作業受託組織・生産組織の育成、法人組織の検討などにより農業の担い手の確保を図ります。
- 豊かな自然を生かした農山村体験などの交流や観光農業を促進し、農林業の多面的な活用を図ります。
- 加工施設の有効活用、農林産物の地産地消、こだわりの商品開発、インターネットを活用した販売など販路の拡大を図ります。
- 水路、農道の計画的な整備を図ります。
- 除間伐・森林の手入れの協働作業（住民・作業体験）の推進を図ります。
- 有害鳥獣対策の充実を図ります。
- 地域ブランド確立をめざす製造・販売力の強化を図ります。
- 土着的起業・創業を支援します。

第4節 地域資源を生かした観光振興と交流の促進

1 現状と課題

日本経済の低迷や東日本大震災などの影響により、村営西条温泉とくら・草湯温泉冠着荘の経営は年々厳しい状況となっています。村の観光資源である県立自然公園差切峡、青柳城址公園、修那羅の石仏などの史跡、筑北地域に5つある信濃三十三番観音札所^{注1)}、富蔵沢運動施設、やすらぎ運動施設、坂井いちご体験施設、四阿屋山・冠着山・岩殿山などのトレッキングコース等を有効に活用した観光PRが今後必要となってきますが、現在の資源に投資を行いPRしていくのではなく、これからは今ある資源、ありのままの自然をPRしていくことで、それを望んでいるような学生や都会からの観光客へスポットをあてた観光振興を行っていく必要があります。また、筑北村の現在の魅力を十分に伝えることができるソフトを策定していくことが重要であり、今後地域農業者と連携した体験型観光の導入を図る必要があります。

注1) 1番札所：法善寺（麻績村上町）、2番札所：宗善寺（麻績村中町）、3番札所：岩井堂（筑北村古司）、15番札所：岩殿寺（筑北村別所）、17番札所：関昌寺（筑北村田屋）

2 施策

- 地域住民と連携し、加工施設の有効活用、こだわりの商品開発とマーケットの開拓に努めます。
- インターネットを使った、観光・特産品のPRに努めます。
- 信濃三十三番観音札所を中心に、“曼陀羅の里”としての観光を推進します。
- 村営温泉施設を中心とした、観光PR活動の推進に努めます。
- 修学旅行生などを対象に、ありのままの自然や農村を体験してもらう農村交流体験事業をはじめとする農村体験型観光の推進を図ります。
- 温泉施設ごとに特色をもたせ、それぞれの施設に適した集客、商品企画などを策定していきます。
- 農村体験受入家庭のネットワーク化を進め、農家民宿、農家レストランの進出を支援します。

歴史と文化を継承し創造する

第5章 心豊かな人を育むむらづくり

【教育・文化の充実】

第1節 次代を担う子育てに資する魅力ある教育環境の整備

1. 子ども支援の充実

1 現状と課題

近年、急速な少子化、核家族化の進展や共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに不安や負担を感じている人が増えています。その結果、非行、虐待など乳幼児・児童等に対する様々な問題が深刻化しています。こうしたなか、家庭や地域で安心して子どもを育てることができるよう、子ども支援のための体制の構築や環境づくりが必要になっています。

望ましい子ども支援には、一貫性のある体制の中で家庭及び地域と共に一人ひとりの子どもを支援し続けることが不可欠であり、子どもの能力を最大限に伸ばす手立てを各発達段階で見つけ、育ちに関する情報が途切れることなく引き継がれて行く事が重要と考えられます。

2 施策

- 「子育て・子どもの教育は筑北村で」と自他共に認められる村づくりを目指して、子ども一人ひとりの育ちに応じた「支援」「保育」「教育」が、途切れることなく組織的に行なえる体制を構築し、生れる前から義務教育終了までの様々な段階において一元的に見守り、支援を行うため「筑北村子ども支援プロジェクト」による一貫性のある施策を進めます。
- 子育ての責任は、父母やその他の養育者にあるとの認識のもとに、「子育て家庭」が地域でいきいきと暮らせるよう、子ども支援策の充実、地域の子育て支援ネットワークの構築、子育てグループの支援、児童館及び子育て支援センター事業の充実、放課後児童クラブ活動

の充実など、仕事と生活の調和及び次世代育成支援の観点から、それぞれの発達段階、成長のステージに必要な子ども支援に関する取組みを進めます。

- 一人ひとりの育ちに対する一貫性のある支援を実現するため、医療・保健・福祉及び教育等の各機関との相談や支援内容を記録し、保護者と支援者とが情報を共有化し必要な支援を行うため、子どもサポートノート（仮称）の作成を進めます。
- 子育てや子どもの健康・教育に関する不安などに対応するため、こども教育相談窓口の設置、巡回こども相談、相談ホットラインの開設等による相談・支援体制の充実を地域連携と支え合いの中で進めます。

2. 家庭教育の充実

1 現状と課題

人間教育の原点は家庭にあります。その家庭は今、社会環境の急激な変化に伴い、家庭の絆に対する価値観の変化、子育て観の多様化、共働き家庭の増加等で家庭の姿が変貌してきています。本村の家庭でも、テレビゲームやインターネットに費やされる時間の増加、本離れ、親子・家庭の触れ合う時間の減少、家族の一員としての自覚の低下等様々な問題が出てきています。

これらの解決には、基本的生活習慣の定着、規則正しい生活リズム（時間の使い方等）の形成、食育の推進、家庭・地域での経験、自然体験機会の増加、コミュニケーション力の向上、親と子の愛着づくり等について、家庭における教育力・養育力の向上に向けて、村をあげて取り組む必要があります。

2 施策

- 「育兒は育自」を合言葉に、幼少期からの基本的生活習慣の習得と育兒等子育てに関する知識の習得、親子の絆の伸長を図るため、子育てに関する研修会・講演会等を開催し、子どもを安心して生み育て、子育ての喜びを実感できるような施策を進めます。
- 「生涯学習社会」の一員としての資質づくりの基礎を育むため、あいさつ・声かけ、汗を流す、本を読む、対話をするなどを身近な生活において実践し、自分づくりや家庭づくり、地域づくりへの自発的な取組みを進めます。

3. 保育環境・幼児教育の充実

1 現状と課題

近年、女性の社会進出や長引く経済情勢の低迷などによる共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加などによる保育ニーズの増大と多様化などに直面し、保育園の果たす役割は年々増加しています。また少子化が進む本村においても、子どもの「社会力」（人と人とがつながってより良い社会を作っていく力）の低下が、子どもの様々な問題の根源となっています。「社会力」の源は、人に対する関心、愛着、信頼感等を育てることであり、そのためには子どもたちが多くの人と直に接し、触れ合うことが重要で、そのための機会や場を増やす施策を講じていく必要があります。あらゆる面においても、体験機会が乏しいのが現実であり、様々な体験を通して、我慢する心・頑張る心・感動する心・協調性・感性と情操を磨くこ

とに重点をおきながら、体験活動等の拡充深化を図ることが求められています。また、障がいを抱える子ども、気になる行動をとる子ども等、一人ひとりの成長に合わせた、保育の質の向上に努め的確に対応することが必要になっています。しかしながら、保育料や長時間保育など保護者のニーズに対応しきれていないのが現状です。

2 施策

- 保育料及び長時間保育料の軽減や長時間保育の時間延長及び一時保育並びに土・日曜保育などについて関係機関と充分検討協議して、多様な保育ニーズへの臨機応変な対応、共働き世帯、ひとり親世帯などに対する柔軟な保育支援の充実を図り、安心して子どもを預けて働くことができる環境整備を進めます。
- 柳澤運動プログラム（運動あそび）の導入や外国語活動（英語とともだち）などの体験機会を積極的に保育に取り入れ、心身ともに健やかな成長を支援し、保育園間や地域住民との交流を積極的に進めます。
- 幼少期における子どもの健やかな成長、発達を促すために必要となる様々な知識の習得及び共通認識を深めるため、保育従事者に対する研修機会の充実、参加促進を図ります。

4. 学校環境・学校教育の充実

1 現状と課題

昨今の少子高齢化や国際化、高度情報化など、子どもたちを取り巻く家庭・社会環境が大きく変わり、人と人との結びつきが希薄化する中、県下の各校においては、学習に対する意欲が持てずに、不登校やいじめ、問題行動等の状況を呈する子どもたちが増え、それらの対応に大変苦慮しています。

本村の各校は、児童数や生徒数の減少が学校運営や教育効果に影響を及ぼしている面が見られるものの、地域の人材や自然・文化遺産等を積極的に活用しながら、少人数学級の長所を活かした授業に真剣に取り組み、学力向上を中心に据えた「特色ある学校づくり」に努めています。しかし、近年、特別に支援を要する子どもが増加傾向にあるため、村費支援員を配置して対応してきていますが、充実した日常授業を構築していく上で、いくつかの困難点も見られます。

また、不登校傾向の子どもに対する支援とともに保護者への支援を充実させ、不登校になりそうな子どもを把握し、未然防止指導にも力点を置いて取り組んでいかなければなりません。そのほか、今まで、筑北村住民の一体感の醸成からも、3園交流会や3小学校合同修学旅行、合同キャンプ等を実施してきていますが、どちらかと言えば行事的なものが主であったため、各園・各校間の交流・連携のあり方を見直したり、新たな展開を図ったりする必要があります。

そこで、子どもたち同士・保育士同士・先生同士の交流、保小中間の交流や連携を深め、実践を広げていかなければならないと考えています。なお、交流には人の動きが伴い、経費もかかるため、これらに関する村の支援もできるだけ厚くしていく必要があると考えています。

2 施策

- 子どもの教育は、家庭や地域の方々とともに行うという視点に立ち、家庭や地域社会との連携を深め、地域の教育力の積極的な活用を図る施策を進めます。
- 地域性を活かした学習活動や様々な体験・交流を通じた心の教育等、人間性豊かな子ども

もたちを育成することができる施策を進めます。

- 子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し、自主的・創造的に生きていくことができるように、外国語活動などの特色ある教育環境の充実に努め、一人ひとりの個性が生き、自ら学び自ら考える力をはぐくみ、確かな学力を身に付けることができる施策を進めます。
- 障がいをもっていても、その可能性を十分に伸ばし、自立して社会参加できるように、巡回こども教育相談の充実や相談窓口の開設等、教育相談事業の充実の施策を進めます。
- 青少年の健全育成を地域の連携意識や家庭教育を通して進めるため、多世代が交流する機会を創出するとともに、家庭・学校・地域・関係団体が一体となる取組の強化を進めます。

5. 保育園・小中学校の統合

1 現状と課題

乳幼児・児童・生徒から高齢者に至るまでの筑北村の生涯学習の確立を目指し「村ではどのような人間を育てることを目的としているか、そのためになさねばならないことは何か」を重点に「筑北村教育のあり方検討委員会」を平成20年2月に立ち上げて少子化の進行に伴う教育環境全般の見直しを行いました。

また、子どもたちの生涯にわたる健全な育成を目指すためなど、最良の教育環境を整えるため様々な検討を行う中で、課題解決に適切な手段として保育園・小中学校の統合について検討を重ね、教育委員会より平成21年12月に上申書が提出されました。その後小中一貫教育も検討する中で平成22年12月に追加提言書が提出され筑北村の教育をどのように考えていくか、住民説明会を実施し様々な意見をいただきました。

それらを踏まえて、上申書を基に進めていくという方針を決定し再度説明会を開き住民の皆さんを始め保護者、PTAの皆さんから意見をいただき、「筑北村学校等統合検討推進委員会」を平成23年5月発足させ、学校等統合について検討に入りました。更に麻績村との協議をしていくために「筑北村麻績村学校等統合検討会議」が設置され小中学校の統合について協議に入りました。今後は統合のパターンなど検討を行いながら保護者・PTA・住民の意見を聞き理解を求め、合意を得る中で、できるだけ早い学校の統合実現に向けて協議を加速していく必要があります。

2 施策

- 村内それぞれの年代の保護者を初め住民の理解を得て決定した統合具体策を基に麻績村と充分協議し、学校教育法に沿って速やかに手続きを行い、子ども達にとって最良の教育環境を整えていきます。また、保育園については、当面3園をそのまま維持しますが、安心して子どもを預けて働くことができる環境整備を進めるため、状況により統合も検討していきます。

第2節 歴史・文化の継承と創造

1 現状と課題

村内には、国、県、村指定の貴重な文化財が数多くあります。この身近にある文化財への関心を高め、その保存や活用への理解を深め、新しい文化の創造に生かしていく必要があります。このことは、住民の文化的向上、より豊かなむらづくりへの第一歩となります。

現在、有形、無形文化財の再指定をほぼ終え、村内全域の文化財への関心を深めてもらえるように、「ちくほく村文化財ガイドブック」を作成し、これら文化財に新たな標柱を立て替えているところです。文化財を更に身近に理解してもらえるよう工夫する必要があります。また、近年の少子化・高齢化に伴う人口減で神楽など伝統文化の継承が困難になってきております。この克服に早急に取り組むと共に、近代遺産注1)の文化財の調査に着手していかなければなりません。尚、文化財の保存活用に統合整備した歴史民俗資料館(坂井)、考古資料館(坂北)の展示の工夫や資料の充実、収蔵庫(本城)の整理を配置された専門職員を中心に文化財調査保護委員会の協力を得て、充実させていかなければなりません。

そのほか、文化財の盗難対策や修理、遺跡・史跡の管理、無形文化財への支援、祭りや伝統行事等の継承、新しい文化の創造などにも一層の努力が必要です。

注1) 江戸時代末期から第二次世界大戦終結時(昭和20年)までの間に、近代的手法で造られた建造物及び土木構造物で産業、交通、土木に関わるもの。

2 施策

- 地域固有の文化財、記念物、伝承芸能などの歴史・伝統文化資源を活用した様々な文化活動を支援し、保存・継承するとともに、新たな文化を創出します。
- 村再指定文化財の標柱の立替えと全村の文化財への理解を深めるための周知や近代遺産等への調査と盗難対策・保護を進めます。また、伝統文化継承について関係機関とともに支援を推進します。
- 歴史民俗資料館・考古資料館の資料の充実を図るとともに、収蔵庫の整備を専門の職員や「運営委員会」を中心に推進します。
- 住民の芸術・文化の創造・発信拠点となる文化施設の整備、活用を行いながら住民の自主的な芸術・文化創作活動の支援・促進を図ります。
- 「ちくほく村文化財ガイドブック」、旧村誌、各種文化財書籍などを用いながら、教育ボランティア等の人材を活用して、村文化財を幅広く、内外にPR、発信します。

第3節 人権尊重社会の推進

1 現状と課題

筑北村人権尊重の村づくり条例に定める「差別のない真に人権が尊重される明るい村づくり」を推進するため、学社連携、行政組織間の連携を図りながら、年に1回の人権尊重の村づくり講演会の開催、人権強化月間に行われる小・中学校の諸行事への参加促進、児童を対象とした人権学習会などを行い、人権教育、人権意識の高揚に努めています。

人権問題の解決には、住民一人ひとりが、人権問題を正しく理解し、人権意識を高めていくことが重要で、人権リーダーの育成と地域での学習機会をどう設けていくかが今後の課題です。

「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、全ての人が支え合いながら、共に生きる人権尊重社会の実現に向け、あらゆる機会を捉えての意識啓発活動の充実強化を図っていくことが必要です。

平成23年3月に筑北村男女共同参画計画(平成23年度～27年度)を策定し、男女共同参画型の村づくりを推進するための基本目標を設定しました。少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、依然根強く残る固定的役割分担意識の見直しを行っていく必要があります。

また、近年多発するいじめや幼児・児童虐待、DV注1)被害などに対応するための組織や相談窓口が設置されましたので、それらを十分に機能させることが課題となります。

注1) ドメスティック・バイオレンスの略。家庭内暴力のこと。

2 施策

- 一人ひとりが自分の問題と受け止め、互いの人権を認め合えるよう人権教育を推進します。
- 地域社会づくりへ男女がパートナーとして共同参画できるよう、幅広い分野における社会的な活動の場や機会を拡充していくための支援体制を充実させるとともに、人材育成に努めます。
- いじめ、幼児・児童虐待、DV被害を防止するため、「いじめ等連絡協議会」や教育相談窓口などを更に実効あるものにしていくと共に、関係機関との連携強化を図ります。
- 人権尊重社会の実現に向け、あらゆる機会を捉えての意識啓発を図ります。

第4節 生涯学習体制の充実

1 現状と課題

住民の誰もが自分の生活の質や生きる力を高め、ふるさと「筑北」の興隆を願って、自由な発想から積極的に学習を展開していく「生涯学習社会」の実現を目指しています。

近年、趣味、スポーツを楽しむなど、心の豊かさや潤いを求める活動、生きがいを満たしていく活動がますます盛んになってきています。また、急速な社会の変化や合併等による新たな学習の必要性も増しています。このように学習内容の多様化とともに、高まってくる学習ニーズに適切に応えていくためには、学習施設の充実や学習情報の提供など、学習支援体制の整備が課題です。また、住民の学習要望にあった学習内容の充実を図っていくことも課題です。

2 施策

「筑北村生涯学習基本構想」による「生涯学習基本計画」後期5年間に沿って、生涯学習推進会議を中心に、以下の施策を実施します。

- 住民が生涯にわたり学習しやすい環境づくりを行うために、生涯学習環境の充実と施設間のネットワーク化を図ります。
- 多様な学習内容に対応できる専門的知識のある指導者の養成・地域内の専門知識を持った人々の発掘・活用を図ります。
- 各種生涯学習活動を支援し、学習内容の情報提供、学習成果の発表の場及び成果を地域へ広げるための機会や場の設定等について推進を図ります。
- 筑北村図書館・地域公民館図書室の利用促進、内容充実に努めます。
- 体育館、校庭など学校施設を地域へ開放し、地域コミュニティ活動、スポーツ活動、文化芸術活動、青少年健全育成の場として、地域と学校が一体となった有効利用を進めます。

第5節 スポーツ活動の振興

1 現状と課題

生涯を健康で過ごしたいという願いから、健康づくりへの関心や取り組みは、年代層に関わ

りなく高まっています。各人の年齢や体力に応じていつでもスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことができるよう、情報の提供や設備の充実に努め生涯スポーツを推進していくことが重要となります。

各自の体力づくりはもとより、とかく希薄になりがちな地域住民間の年代性別を越えた交流スポーツは欠かせません。誰でも、どこでも年齢や体力に応じて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが必要となります。村の少子化、高齢化に伴い、交流大会や集団スポーツへの参加が困難になってきています。切実なこの課題の解決に関係機関の総力を挙げて取り組まなければなりません。

2 施策

- 全ての住民が年齢や体力に応じて、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に参加できるような環境づくりを推進するとともに、指導者の育成を図ります。
- スポーツを通じた健康づくりと交流のためのスポーツ施設の充実に努めます。
- 住民が主体的に運営するスポーツクラブの育成や支援に努め、気軽に参加できる機会や場の提供を行います。
- 各種スポーツ団体の活性化と活動支援を図ります。
- 交流大会や集団スポーツの維持、活性化を関係団体と工夫、研究し合って推進します。

住民が主体となった

第6章 交流や連携のむらづくり

【住民参加・交流連携】

第1節 住民と行政の協働への取り組み

1 現状と課題

私達が生活していく中で実感している環境の変化は、地方自治体にも大きく影響してきています。これまで行政主導で行ってきたむらづくりへの取り組みも、住民自らが積極的に参加しやすい環境づくりに努めていくことが必要です。むらづくりを進めるためには、住民の力による活力ある地域を育てていく認識を持たなければなりません。そのため住民と行政が情報を共有化し、地域の課題に関わりあいながらむらづくりを進めていく姿勢が求められています。

住民・行政がお互いに協力することで展望あるむらづくりの実現を目指していくことが必要になることから、住民と行政が相互理解を深めるため住民の積極的な村政参加を可能とする環境と、行政が積極的に住民との地域づくりに関与していく環境を整えていくことが重要となります。

村においては、各種委員会への住民参画やボランティア団体などでの住民活動も行われるようになってきています。このような住民参画や活動の内容は福祉や教育・スポーツなど多岐に渡っており、多様な村政参加が期待されています。

村は、さらに住民の自主的な活動や社会参加が促進される機会を創出し、住民と行政が一体となったむらづくりを進めるための環境づくりに努めていく必要があります。

2 施策

- 住民が村政運営計画の策定に積極的に参加するために主体的な住民参画を促進する体制づくりを進めます。
- 住民が主体的に取り組む地域づくりを支援するため、住民と行政が協働する職員集落担当制の充実を図ります。
- 住民の自主的な社会参加活動を促進する人材及び組織の育成に努めるとともに、村づくりについて意見交換や活動しやすい環境づくりに努めます。
- 積極的な行政情報の提供に努め共通認識を高めることで、住民・行政が一体となって進めるむらづくりの推進を図ります。
- 住民組織・団体の自主的な活動を促進するため、協働事業支援金等による支援制度の充実を図ります。

第2節 魅力ある交流促進

1 現状と課題

村は豊かな自然環境の中にあって広範囲に集落が点在する地理的な特徴があることから住民の交流も特定な範囲の中での交流に限られています。特定な団体においては地域の枠を越え幅広い交流を行って積極的に活動を展開しているところも見受けられますが、住民全体として一体感が感じられる交流活動を進めていく必要があります。

村では地域の特色を生かした新鮮な野菜等を販売する施設を通じて都市住民との交流を図ってきていますが、交通網の発達とともに通過型となっている観光交流を滞在型に変えていく必要があります。これまでに農業体験等を通じて定住促進が図られてきていますので、都市住民が望む田舎のよさをさらに掘り起こし、年代層を超えた交流を促進することで地域の活性化が図られることが期待されます。

また現在行っている地域交流や都市との交流は、多くが村主導型で進めていることもあり、交流活動を行う地域や世代が主体的に進める環境づくりを行う必要があります。特に次代を担う世代が積極的に交流活動に参加しやすい仕組みをつくることが求められています。

2 施策

- 文化・スポーツなどの地域に根付いた団体への支援や育成に努め、幅広い交流を促進します。
- 世代によっては交流が図られにくい現状を解消するため、交流拠点の充実により交流の促進を図ります。
- NPO・ボランティア団体の育成など、住民が主体となり交流を図る環境づくりを進めます。
- 公共施設の利用状況を見直すことにより交流拠点として整備し積極的な交流促進を図ります。
- 滞在型農村体験施設等を整備し、ありのままの村を知ってもらうなかで、移住希望者と住民との交流を図ります。
- 温泉施設の宿泊者を対象にした多彩な農村体験メニューを取り揃え、宿泊者と住民との交流の機会となることを目指します。

- 田舎暮らし・筑北の地案内人の育成を図ります。
- 外に向かっての情報発信力を強化します。

第3節 情報の共有

1 現状と課題

住民や行政などが連携したむらづくりや交流を行うために情報の共有化は不可欠です。特に情報社会といわれて久しい現代社会は情勢がめまぐるしく変化し、時々に応じた的確な判断を行うためにも常に最新の情報を把握することが必要ですが、住民・行政の協働にはお互いが同じ情報を同じ視線で理解することが求められています。

これまで住民への情報提供の方法としては印刷物により配布することで情報の共有化が図られてきましたが、近年の人口減少により従来の方法による情報提供が困難になりつつある集落も発生してきています。また、高速情報通信網の整備がされ電子媒体による情報提供が可能になり積極的な活用が図られていますが、高速情報通信網を活用していない、または活用できる環境にない住民との情報の共有化が模索されるところです。

また、従来行政主体で行われていた施策決定を住民の参画と協働を実現するため、各段階における住民参加のあり方などを検討し、情報公開を進めていく必要があります。

2 施策

- 配布物による情報提供は提供内容の分析を行い分かりやすい表現に改めるとともに簡素化できるものを見直しを行い、情報内容の重点化を進めることで住民負担の軽減を図ります。
- 住民と行政の協働を実現するために村政運営の透明性を高め、行政情報の積極的な公開と提供を進めます。
- 見やすいホームページの充実に務め、情報の共有化が図られやすい環境づくりに努めます。
- 定期的な行財政状況の公表に務めます。

第4節 集落環境

1 現状と課題

村内には105常会から構成される21区があり、古くから社会奉仕活動や祭事など生活に欠かせない事業や行事を住民の共同体として活動してきています。

近年人口減少や地域住民の高齢化が進み、将来の存続が危ぶまれたり活動の停滞が懸念される常会も見られるようになってきました。集落の活動が若者流出の要因になっているとの指摘もあります。

みんなが安心して暮らせる地域を存続するためにも、お互いが支えあい集落を維持する環境を整えていく必要があります。

2 施策

- 地区役員の簡素化と活動の集約化を地域と行政が一体となって進めていく環境づくりに努めます。
- 集落の統合も視野に入れた常会のあり方の支援を検討していきます。

- 集落の現状や課題を把握し、集落対策を促進する「集落支援員」注1)の設置を積極的に推進します。

注1) 集落の維持・活性化を図るため、集落の課題や要望を調査して解決策を提言する専門の相談員のことで、支援員となりうる対象は村内外を問わない。国が2009年から全国の過疎自治体に導入を進めている。

明るく潤いのある社会を

第7章 展望できる自立したむらづくり

【行財政運営】

第1節 公共施設・設備の有効活用

1 現状と課題

村では従来から住民の福祉向上や住民サービスのため整備された多くの公共施設・設備を保有していますが、施設・設備によっては多額の維持管理費を要したり利用率の低い施設も見受けられます。継続的な財政運営を行うために施設・設備のあり方を再検討し、施設においては民間委託や指定管理者制度の活用も模索する中で統廃合の検討を進めることが必要です。

また施設・設備とも効果的な維持を継続するためにも幅広い利活用の方法を検討していく必要があります。中でも学校等の統合について検討を進めていることもあり統合に伴って空き校舎が発生してくることから、空き校舎の有効な利活用が求められています。

2 施策

- 現在191ある役場庁舎も含めた公共施設の統廃合にあたっては、検討組織を設置するとともに、住民の意向を反映した効率的な運営を踏まえ検討していきます。
- 公共施設・設備は整理統合を基本に、既存の施設・設備を有効活用することで住民サービスに努めるとともに、幅広い要望に対応する利活用のあり方を検討していきます。
- 温泉施設の効率的な運営を目指し、村内外へのPRや施設の組織改革を行うとともに、指定管理者による運営を行います。

第2節 行政運営

1 現状と課題

国の行財政改革による地方交付税の削減や補助金・交付金などの抑制によりその大部分を国や県に依存した村の財政は非常に厳しい運営を迫られています。また、地方分権の推進によりこれまで以上に地方自治の確立が求められています。

村では、「行政改革大綱集中改革プラン」を基に、着実な行政改革に取り組むとともに「事務事業評価制度」の導入により効率的な行政運営に努めています。

職員数においては計画的削減を図っているものの、村が所有している施設の管理などが必要となることから同規模自治体と比較すると職員数は少なくなっていますが、必要な行政サービスを維持するために一定の職員を確保しながら今後組織の一層のスリム化を進め職員の資

質向上を図っていく必要があります

2 施策

- 社会経済情勢の変化などに対応した行政改革の推進に取り組みます。
- 職員の定員管理適正化計画に基づいた適正な人員配置と健全な人材育成に努めます。
- 定期的な職員研修の効果的な実施や「人事評価制度」の導入により職員の資質向上に取り組みます。

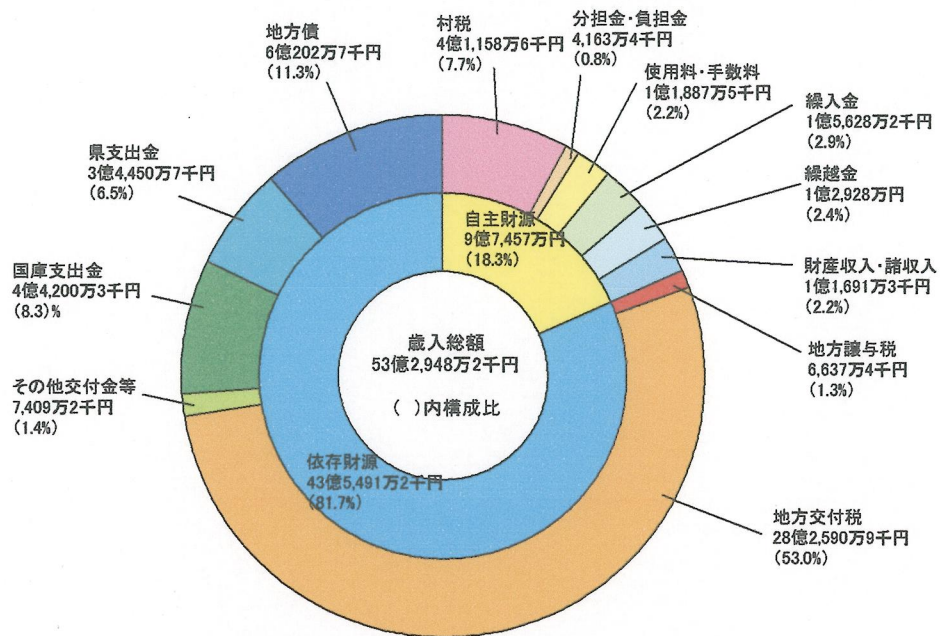
第3節 効果的財政計画

1 現状と課題

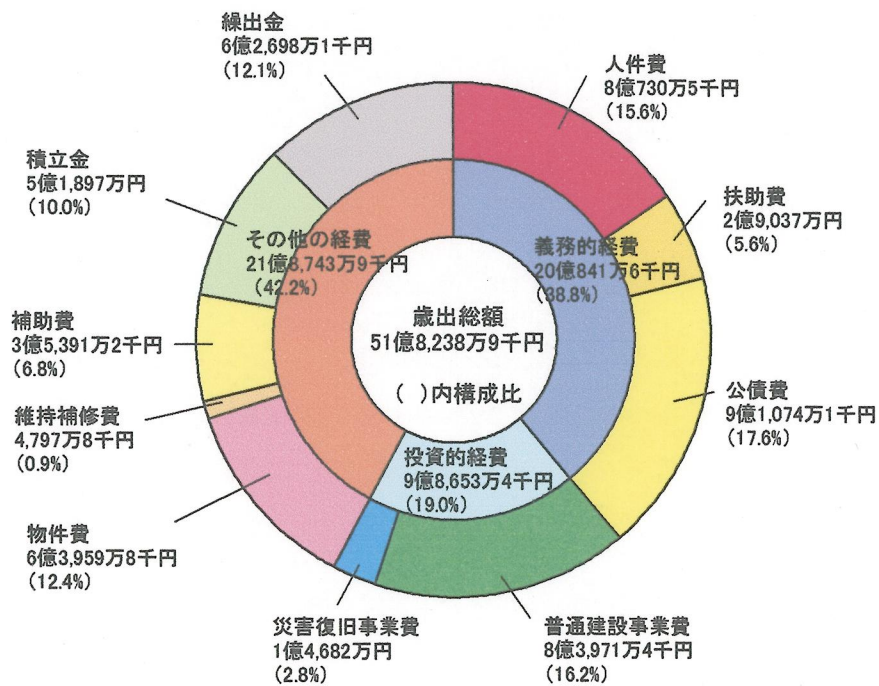
村財政は、歳入の約70%を国や県からの交付税や補助金・交付金に依存している構造が依然続いており、今後予測される大幅な地方交付税削減が村の財政に大きな影響を及ぼすことは避けられません。また、地方税や使用料・手数料など、条例等に基づき村が独自に収入することができる自主財源は15%にとどまっており、今後の人口予測から大幅な増は見込めず、財源確保は困難な状況にあります。

一方歳出は、職員や議員の人件費・施設維持補修費・光熱水費などの経費や過去に借り入れた地方債の返済経費である公債費の割合が高くなっています。これは特に事業を行わなくても発生してしまう義務的な経費であることから、ある程度歳入の使い道が決まってしまうことを意味するため、事業を行える自由度が限られてしまうことを示しています。また、役場の内部経費である物件費や水道会計・国民健康保険会計など村の特別会計への繰出金なども大きな割合を占めており、大幅な歳出抑制が求められています。

現在の財政状況は危機的状況を示唆しています。自主財源の確保の工夫や方策を考え、健全な財政運営を図るためにも事業の重点化を図り将来を見据えた村づくりを進めていくことが急務です。



平成22年度普通会計歳入決算状況



平成22年度普通会計歳出決算状況

2 施策

- 村では、今後5年間の財政シミュレーションの策定と財政指標の将来推計値の算出により将来に亘る状況把握に努め、「実質公債費比率」注1)などに鑑み、可能な範囲で地方債の繰上償還を実施して後年度負担を軽減するなど財政の健全化に向けて計画的な財政運営を行います。（別紙参照）
- 公債費や人件費、物件費などの歳出の抑制や、税収の確保、使用料等の適正化、国・県支出金等の活用など歳入確保に努め、特色ある地域づくりを目指し、予算編成においては、住民の要望を十分配慮した上で各事業の重点化を図り、決算を通じ事業効果の検証を行います。
- 事業の実施に当たっては関係各課相互の連携に努め、新たに創設した地域振興基金を活用してソフト事業に重点を置き、効率的・効果的な施策の展開を進めます。
- 「住民と行政との協働」を一層進めるため、村財政の状況を、積極的かつ定期的に住民に公表し周知に努めます。

注1) 実質公債費比率とは、自治体の借入金の負担割合を表す財政指標で、その値が18%以上の市町村は、地方債の発行に当たり県知事の許可が必要となるなど、財政運営上の重要な指標となっている。この指標は普通会計分に公営企業会計等の借入金返済相当分も含めて算出し、いわば連結決算的な指標であることから、より実質的な公債費負担が把握できる。

筑北村の今後5年間の財政シミュレーションについて

1 前提条件の設定

本シミュレーションは、平成24年度から平成28年度までの5年間について、歳入、歳出の費目毎に過去の実績値等を基礎として、普通会計注1)ベースで作成しています。

(1) 歳入

① 地方税注2) (譲与税及び交付金)

地方税等については、過去の実績と今後の経済見通し、昨今の制度改正等を踏まえ、人口推移を勘案しながら推計しています。

② 地方交付税

地方交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定し、合併による普通交付税上乘せ分、特別交付税措置分を加算して推計しています。

③ 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績を踏まえ、合併市町村補助金による収入分を加算の上、推計しています。

④ 繰入金注3)

繰入金については、主要事業の実施等に伴う年度調整をするため、各種基金を効率的に活用していく方針のもと推計しています。

⑤ 地方債

地方債については、平成27年度まで過疎対策事業債と合併特例債の発行を見込み、臨時財政対策債注4)は現行制度どおりに継続されるものとして推計しています。

注1) 個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっている等のために財政比較や統一的な掌握が困難なことから地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。

注2) 地方公共団体が、国から与えられた権限により徴収する税金。

注3) 基金の取崩しなど。

注4) 国から普通交付税が交付される代わりに、村が地方債として借り入れて確保する一般財源。その元利償還金は全て後年度の普通交付税で手当てされる。

(2) 歳出

① 人件費

人件費については、「定員管理適正化計画」に基づき、退職者の補充を抑制し、一般職員数の削減を見込んで推計しています。

② 扶助費^{注1)}

扶助費については、過去の実績を踏まえ、少子・高齢化等の社会情勢の動向を勘案しています。

③ 物件費^{注2)}

物件費については、過去の実績を踏まえて推計しています。

④ 維持補修費^{注3)}

維持補修費については、過去の実績を踏まえて推計しています。

⑤ 補助費等^{注4)}

補助費等については、過去の実績を踏まえ、一部事務組合の動向を考慮して推計しています。

⑥ 公債費^{注5)}

公債費については、平成23年度末までの地方債に係る償還予定額に、24年度以降に新たに発行する地方債（過疎対策事業債、臨時財政対策債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

⑦ 繰出金^{注6)}

繰出金については、各特別会計の過去の実績、収支見通しを勘案して推計しています。

⑧ 普通建設事業費^{注7)}

普通建設事業費については、過疎対策事業債と合併特例債を合わせた発行額を3億5千万円としたときに想定される補助事業及び単独事業を推計しています。

注1) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種扶助の支出経費。

注2) 各種事業の委託料の他、臨時職員の賃金、消耗品・印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費などの支出経費。

注3) 地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。

注4) 各種団体に対する補助金、一部事務組合に対する負担金など。

注5) 地方債の元利償還金に充てる経費。

注6) 介護保険、国民健康保険、水道、公共下水道等の公営企業会計に対し支出される経費で、内容的には、公共下水道等にかかる投資的なもの、国民健康保険会計等に対する財政支援的なもの、基金会計に対する積立金的なものなどがある。

注7) 道路、学校など公共施設の建設に充てる経費。

2 歳入歳出の見通し

後期5力年の財政計画

(歳入)

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地方税	391	391	391	391	387
地方交付税	2,377	2,279	2,126	2,010	1,944
地方譲与税等	118	111	105	96	94
国県支出金	450	450	450	390	390
地方債	520	520	500	500	400
繰入金	0	0	40	70	120
使用料・手数料	119	119	119	119	119
諸収入・その他	157	181	135	148	137
歳入合計	4,132	4,051	3,866	3,724	3,591

(歳出)

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	770	755	736	720	710
扶助費	293	293	293	293	293
公債費	641	641	595	514	486
物件費	610	610	610	610	610
維持補修費	53	53	53	53	53
補助費等	358	358	358	358	358
繰出金	615	615	615	615	615
普通建設事業費	530	530	500	500	370
積立金・その他	262	196	106	61	96
歳出合計	4,132	4,051	3,866	3,724	3,591

筑北村の財政指標の将来推計

	財政力指数	実質公債費比率
平成22年度実績	0.19	16.7%
同 県内町村平均	0.38	12.6%
平成23年度見込	0.18	13.5%
平成24年度見込	0.18	11.4%
平成25年度見込	0.17	10.0%
平成26年度見込	0.17	9.3%
平成27年度見込	0.16	7.9%
平成28年度見込	0.15	6.5%

○ 財政力指数

市町村の財政力（財源のゆとりの大小）を示す指標であり、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額（その年の理論的な歳入見込額）を基準財政需要額（その年の理論的な歳出見込額）等で除して得た数値の過去3ヵ年の平均値をいう。

財政力指数は「1」に近くあるいは「1」を越えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を越えると普通交付税の不交付団体（普通交付税が国から交付されない団体）となる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{その年の基準財政収入額}}{\text{その年の基準財政需要額} - \text{臨時財政対策債発行可能額}} \text{の3ヵ年平均}$$

○ 実質公債費比率

市町村の借入金の負担割合を表す財政指標で、その値が18%以上の市町村は、地方債の発行に当たり県知事の許可が必要となるなど、財政運営上の重要な指標となっている。実質公債費比率は普通会計分に公営企業会計等の借金返済相当分も含めて算出し、いわば連結決算的な指標であることから、より実質的な公債費負担が把握できる。18%以上の場合は「公債費負担適正化計画」を策定しなければならない。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{その年の借入金返済額} * - \text{借入金に対する（特定財源} + \text{交付税措置額）}}{\text{（村のあるべき財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額）} - \text{借入金に対する交付税措置額}} \text{の3ヵ年平均}$$

※公営企業会計等の借入金に対する繰入金や負担金相当分や公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出を含む

參考資料




(資料1)

第一次筑北村総合計画後期基本計画の策定経過

○策定の経過

時 期	内 容
平成23年 5月9日	庁内連絡会議、後期基本計画策定事前打合せ
5月27日	庁内連絡会議、プロジェクトチーム立ち上げの確認
6月1日	庁内課長会議、職員集落担当制度及び当該制度活用による後期基本計画策定の確認
6月16日	庁内連絡会議、後期基本計画策定内容の調査及び検討
6月21日	第1回プロジェクトチーム会議、職員集落担当制度及び当該制度活用による後期基本計画策定について説明
6月27日	庁内課長会議、職員集落担当制度及び当該制度活用による後期基本計画策定の確認
6月27日 ～30日	地域ごとの区長会、職員集落担当制度及び後期基本計画策定について説明
6月29日	第1回集落担当チームリーダー会議、職員集落担当制度及び当該制度活用による基本計画策定にかかる区への情報提供と意見収集について説明
7月6日 ～7日	職員研修会、職員集落担当制度及び後期基本計画策定について説明
7月7日 ～8月5日	集落担当チームによる各区への後期基本計画策定にかかる情報提供と意見聴取
7月20日	第2回プロジェクトチーム会議、後期基本計画原案の策定作業の確認
7月25日～	後期基本計画原案の策定作業に着手
8月9日	第2回集落担当チームリーダー会議、各区からの意見聴取状況報告と事務作業の確認
8月26日	第3回プロジェクトチーム会議、後期基本計画骨子案の説明及び原案内容確認
9月6日	第4回プロジェクトチーム会議、後期基本計画原案の修正作業
9月16日	庁内課長会議、後期基本計画原案の確認
10月3日	第5回プロジェクトチーム会議、後期基本計画原案の修正作業
10月5日	集落担当職員研修会、区長会及び後期基本計画骨子案説明
10月11日	区長会、後期基本計画骨子案説明
10月11日 ～31日	集落担当チームによる各区への後期基本計画策定にかかる情報提供と意見聴取
10月12日	第1回総合計画審議会、経過報告及び後期基本計画骨子案説明
10月17日	第3回集落担当チームリーダー会議、状況報告
11月9日	第6回プロジェクトチーム会議、後期基本計画原案の修正作業
11月16日	第2回総合計画審議会、後期基本計画原案の諮問及び委員による自宅審議開始
11月18日 ～12月19日	パブリックコメント（意見募集）の実施、10名から36件の意見あり
12月22日	第7回プロジェクトチーム会議、パブリックコメントにより後期基本計画原案の修正作業
12月26日	第3回総合計画審議会、自宅審議に基づき答申に向けての検討
平成24年 1月26日	第4回総合計画審議会、諮問に対する答申
3月19日	3月定例会に後期基本計画（正案）を提出 ⇒ 3月19日可決により正式決定

○策定後の予定

時 期	内 容
平成24年 4月以降	後期基本計画に基づく施策の実施（広報、関係方面配布、概要版全戸配布）  議会・総合計画審議会による計画執行のチェック ⇒ PDCAサイクルの確立

(資料 2)

筑北村総合計画審議会条例

平成 18 年 9 月 22 日

条例第 28 号改正

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、筑北村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、筑北村の長期的な総合計画に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて村長が任命する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 村の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他村長が必要と認める者

(役員)

第 4 条 審議会に会長 1 名、副会長 1 名を置き、委員が互選する。

2 会長は審議会の全ての事務を取りまとめ管理する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(資料3)

筑北村総合計画審議会 委員名簿

(平成22年1月21日から平成25年1月20日までの3年間)

※条例上の区分順

(敬称略)

条例上の区分	氏名	備考
第1号委員	山崎 広道	
第1号委員	久保田 義信	途中交替
	田口 茂	平成23年12月26日～
第1号委員	宮下 隆文	
第2号委員	久保田 茲朗	
第3号委員	王 鷲 計	途中交替
	市川 修	平成23年11月16日～
第4号委員	若林 秀幸	
第4号委員	宮入 範吉	途中交替
	西村 廣	平成23年3月2日～
第4号委員	太田 豊永	
第4号委員	矢口 泰弘	
第5号委員	宮崎 茂子	
第5号委員	嶋田 英江	
第5号委員	滝澤 千代江	副会長
第6号委員	一之瀬 陽子	
第6号委員	田口 昌子	
第6号委員	西澤 れい子	
第6号委員	滝澤 悦雄	会長
第6号委員	渡辺 武喜	
第6号委員	小林 健司	
第1号委員 3名 第2号委員 1名 第3号委員 1名 第4号委員 4名 第5号委員 3名 第6号委員 6名	計18名	

(資料4)

23筑総第564号
平成23年11月16日

筑北村総合計画審議会

会長 滝澤悦雄様

筑北村長 飯森紀元

第一次筑北村総合計画後期基本計画について（諮問）

第一次筑北村総合計画後期基本計画を策定したいので、筑北村総合計画審議会条例（平成18年筑北村第28号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(資料5)

平成24年1月26日

筑北村長 飯森紀元 様

筑北村総合計画審議会

会長 滝澤悦雄

第一次筑北村総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年11月16日付け23筑総第564号で当審議会に諮問のありました標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申しますので、計画策定及び施策の実施に当たっては、特段の配慮をお願いします。

記

諮問のあった後期基本計画は、第一次筑北村総合計画の基本構想で定めた7つの大綱に基づき、現状と課題及びその施策の方向性について示すもので、将来像にあるように新しい連携と住みよいむらづくりをめざした計画であると認めます。

その中であって筑北村が抱える課題を住民と行政が共通認識し連携をすることが、安心して活力があふれるむらづくりにつながっていくものと考えます。

については実効ある計画の実現のため、次の点について特に配慮をお願いするものです。

●必要な施策は的確に実施しうる計画であること

中山間に位置する小規模自治体が抱える課題として、荒廃農林地の増加や高齢化の進行あるいは出生率の低下や人口流出による人口減少などがある。これらはいずれもが同時に村内地域が抱える問題でもあり、人口増加対策・荒廃地対策・高齢者福祉の充実・子育て支援体制の整備など実現可能な施策の充実に努めること。

●財政状況を鑑みた施策を住民と共有できる計画であること

施策を実施するうえで必要な財源を確保することが重要であるが、国政や経済情勢又は村の人口減少などによる各種交付金等の減少、あるいは労働人口の減少に伴う自主財源の減少など、村は非常に厳しい財政状況にある。については、将来展望と財政状況及び施策を住民に周知し、共有できる環境づくりに努め、住民と行政の協働体制を推進すること。

以上

「第一次筑北村総合計画後期基本計画（案）」に対する 意見募集（パブリックコメント）の状況及び対応結果

1 パブリックコメント（意見募集）の概要

(1) 募集期間

平成23年11月18日（金）～平成23年12月19日（月）

(2) 募集方法

総合計画後期基本計画（案）を役場窓口に配置するとともに村のホームページに掲載、合せて各地区組内回覧用として配布し、意見募集用紙を窓口へ持参、郵送、ファックス又は電子メール等の方法により提出していただきました。

(3) 意見提出件数

10名の方から36案件について意見をいただきました。

2 意見の内容と村の対応・考え方について

お寄せいただいた意見に対し、各担当部署で再検討を行ない下記のとおり対応いたしました。いただきました意見や村の考え方は次の表のとおりです。

【「対応」欄の凡例】

A……意見等に基づき、基本計画（案）を修正したもの

B……「村の考え方」欄に示す見解により、修正は行わなかったもの

番号	意見等	対応	村の考え方
1 -1	P17保育環境・幼児教育の充実で、「いじめ」に関する項目が挙げられていないので、ぜひいじめ対策に関する具体策を挙げていただきたい。 「いじめ」は小学校就学時より始めるのではなく、保育園在園中にも発生している。特に少人数の学年では人間関係が固定化されてしまう為その傾向があるかと思う。よって保育園在園中より「いじめ」に関する教育が必要になると思う。 →例えば「いのちの授業」（聖路加大学病院の日野原先生は各学校を回っておられる）を継続的に行うなど。	B	「いじめ」については、幼児・児童虐待、DV被害等とともに、「子ども支援プロジェクト事業」でも子どもの豊かな心の育成を願って「共生」と「生命」のキーワードの下、各事業の推進を図っていきますが、地域全体で考えていく重大な問題と捉え、生涯学習の観点から、「第5章第3節 人権尊重社会の推進」の中で施策を実施することとしています。（こども支援課・生涯学習課・保育園）
1 -2	P17保育環境・幼児教育の充実で、「自然」に関する項目を挙げていただきたい。筑北村は見渡す限り「自然」でいっぱいである。この「強み」を生かした教育も必要であると思われる。 安曇野教育委員長長古幡開太郎氏は幼少期に自然と学ぶことの大切さを説いている。自然と学ぶことによって・自然のルールを知る・生き物がそれぞれ関係しあって生きていることを知る・生き物が生まれる瞬間と死ぬ瞬間を知る等々。自然から様々なことを学ぶことができる。自然を通して「お友達の大切さ」も学ぶことができ、「いじめ」の撲滅にもつながっていくと思われる。	B	現状と課題にある「様々な体験」の中には「自然との体験」も含まれているものと考えています。また、現在の保育活動の中でも、地域の自然や生き物に触れ合ったり作物を作るなど、ふるさとを大事にして自然と学ぶことの大切さを取り入れた保育を行っていますので、その中で充実した保育の向上を図っていきたくと考えています。（こども支援課・保育園）
1 -3	※今後若年層が減っていく中で、筑北村の「強み」を生かした施策作りが必要だと思われる。「強み」とは何か？もう一度考えてみて良いかと思う。	B	筑北村の強みは、人材・伝統・文化・自然であるとと考えています。また、交通の利便性も良いこともあげられます。これらの強みを村外の方（主に若者）に適した情報発信をすることで、「強み」「良さ」が活かされると思います。（村づくり推進室）
2	人口減対策で、アンケート調査 Iターン・転出者に対しなぜ、を	B	Iターン者、転出者からの情報は大変貴重なものと考えています。プライバシーに配慮しながらご意見等を収集する中で、人口増加対策の施策に活かしていきたいと思えます。（村づくり推進室）
3 -1	P5交通機関対策 長野道本城バス停上り線にスマートETCの設備を公団に要望したらどうか	B	高速道路を管理しているネクスコ東日本の方針として「採算が取れる」と判断しない限りスマートインターの新設はしないため、現在の交通量では新設はできないものと考えます。（建設課）
3 -2	P7浄化槽使用料金の見直し プロアアの電気代が個人負担月¥2000程余分に負担している。サービスに不公平である。合併後5年が経過しているが未だ見直しされていないので早急に見直しを進める事を明記してほしい。	B	下水道使用料金の見直しを平成24年度中に予定しています。浄化槽使用料金も含め筑北村簡易水道・下水道料金等検討委員会が審議し村長に提言、議会の議決をもって改定するため具体的な明記ができないので、ご理解をお願いします。（建設課）

3 -3	P10、P15人口増加対策、観光振興 筑北村の立地条件のPR（松本、長野、大町、上田へ通勤可能をPR） 筑北村の観光では無く筑北村をベースにまわりの観光地へいかれる事をPRしたらどうか	B 松本広域連合、新幹線上田駅観光案内所、各種イベントなど現在も広域的なPRを行っていますが、ご意見を参考に今後の村のPRにつなげて行きたいと考えています。（産業課） 今までの筑北村のPRとして、パンフレット・HPへの掲載・ポスターなどを活用していました。掲載するという情報提供から、知って欲しい情報を積極的発信へと変えていきます。 「筑北村（温泉施設や付属の施設）＋近隣の観光地」というコンセプトで民間業者と提携し積極的なPRに努めます。（村づくり推進室）
3 -4	P11ごみ処理対策 ごみ出しに困っている人の支援を考えてほしい	B 処理費用の高騰など効率を考慮しますと収集ステーションの数は現状維持とします。ゴミの出し方については、ボランティア等の活用により福祉面からの支援ができるか考えていきたいと思います。（住民福祉課）
4	男女共同参画に関する施策を是非入れてほしい。近い将来、例えば「行政懇談会」の理事者席に女性の課長の姿が見える日を期待している。（男女共同参画の基本計画はあるが、総合計画にもぜひ）村内であれば女性だけのグループやチームに協力・支援するだけで絵なく、男女共同参画の名のとおり行政の部署への登用を村が先がけとして行い、また委員会や審議会への共同参画を6：4又は5：5の割合で女性と男性の比率になるよう努力していただきたい。そのための女性及び男性の意識改革の事業も充実していただきたい。	B 男女共同参画については、第5章第3節人権尊重社会の推進の中で計画策定の現状や共同参画実現のための支援の充実を掲げておりますが、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、女性の活躍による社会の活性化のために必要不可欠なものです。村でも男女共同参画計画が策定されましたので、推進委員会を設置し、目標達成に向け具体的な提言をいただき、施策に反映していきたいと考えます。 男性及び女性の意識改革については世代間でも認識に大きな差があり、女性の人材育成や家庭・地域・職場における意識の見直しをおこなっていくための研修会等のあり方を推進委員会で検討していきます。（住民福祉課）
5 -1	筑北村の課題 ◆村外への人口の流出に伴う過疎化、高齢化への移行に伴う 税金の減少→最大の問題	B 人口流出に歯止めをかける定住化施策を展開するとともに、産業の活性化対策を充実させ、税金の確保に努めます。（総務課）
5 -2	役場職員の取り組む課題と村民への協力への課題と明確にする ●役場職員の課題 聖域なしの構造改革（リストラ）の実行 本来のために ・職員の人件費削減 民間もやっていることだ ・村立施設、赤字施設の廃止、売却 ・経費削減	B 職員・公共施設・経費削減について、第7章各節で示しているとおり、定員管理適正化計画や必要な検討組織の設置あるいは事業の重点配分などによる施策を講じていきたいと考えています。（総務課） その中で、温泉2施設については指定管理者制度等を導入をし、公共サービスの向上、経費削減を実施します。（村づくり推進室）
5 -3	学校統合は当然の施策だ。確りやっていただきたい。ただ幼稚園施設は旧村に残せたらあは気持ちはある。	B 学校の統合は子ども達によりよい教育環境を目指し協議しているところです。保育園については保護者の意向を十分聞く中で検討していきたいと考えています。（こども支援課・総務課学校等統合担当）
5 -4	若年層の村外への流出防止と転入への取り組み。リストラだけでは村は強くない。お見合い・結婚相談・Uターン者への補助 若者が住みやすい村へ確りお願いします。	B 村営住宅の建設のほか、若者を対象として住宅建築や住宅用地の取得に対する助成を検討していきます。また、都市部との交流を図るなかで、定住へとつなげる施策も展開していきます。このほか、結婚を希望する者に対する相談支援、村外への情報発信、イベント開催等を通じ、若者同士の出会いの場をつくる取り組みを進めていきます。（村づくり推進室・住民福祉課）
5 -5	●村民への協力依頼 ・定年に近い方・定年の方で収入に問題ない方は、村の行政にボランティアで積極的な協力を呼びかける。 ・収入が必要な方は最低賃金でも村の行政に協力する。	B 住民と行政の協働への取り組みを進める中で、できるだけ多くの住民の皆さんにむらづくりへの参加をお願いしていきたいと思っています。（総務課）

5 -6	計画案にあった意見ではないが、村民への最低限の経費でわかりやすく伝達し理解を求め、構造改革と若者の流出防止と転入の課題を確り願います。 まず最初に配り物の経費削減から願います。中学統合の配り物は最低!	B	若者の流出に歯止めをかけることと人口増加は現在村が直面している重要課題と認識しています。若者への住宅関連助成や村営住宅の建設のほか、空き家の利活用などの施策を展開していく予定です。(村づくり推進室) 配り物については、村民の皆様へ情報提供をするための必要な印刷物であると考えていますが、より分かりやすい内容で、最低限での配布部数での広報に努めてまいります。(総務課)
6	各課題に対する施策は一般論に止まらず一歩踏込んで具体的に対策が打ち出されているので基本計画(案)には賛意を表す。正し年度別(24-28)の実行計画を樹立して年度別達成度を明確に示す必要があると思考する。各々課題別にその成果を確認し公表される事を望む。	B	毎年度、総合計画(案)に定める施策体系毎に今後3ヵ年間の「実施計画」を定め公表しています。実施した事業については毎年決算終了後の広報誌に掲載していますが、今後当該実施計画と関連付けができるような公表の仕方を検討していきたいと思ひます。(総務課)
7 -1	第一章 第3節・・・介護者に対するケアも必要	A	家族介護者支援のために必要な取り組みを行っていきます。(住民福祉課)
7 -2	第二章 第1節・・・リニア駅と長野新幹線を結ぶ篠ノ井線・飯田線の高速化が計画されると思うが、在来線では益々減便になりかねない。ぜひ複線化と増便も要望してほしい(現在3両で運行しているが、2両又は1両で間隔を狭める事により乗客も増えてくるはずである。)	B	施策の中にも記述してありますが、引き続きJRに要望していきたいと思ひます。(総務課)
7 -3	第2節-2 分譲宅地でなく分譲住宅又はアパートを増やし若者の定着を(分譲宅地だと負担が大きすぎる)	B	松本広域圏、上田市及び長野市への通勤可能な地の利を活かした村営住宅はかなりの需要が見込まれると考えられるため、若者の定住化に対応した若者に魅力ある村営住宅の建設等住環境の整備を行っていきたくて思ひます。(建設課、村づくり推進室)
7 -4	第2節-6 1. 森林税の有効活用(目に見える使い方を・・・人件費になっていないか) 2. 休耕農地の有効利用方法を	B	森林税は、現在松くい虫対策に予算が充当されていますが、今後は有害獣対策などにも充当を考えています。 遊休荒廃地対策につきましては、現在も農業委員会を中心に解消に努めておりますが、担い手対策・有害鳥獣対策・有望作物の選定など総合的な検討を考えています。(産業課)
7 -5	第3節 若者に魅力ある村作りを(親子で楽しめる行事を考える)	B	村内・村外の若者が興味を持つ筑北村の魅力を情報発信していき、筑北村ファンを増やしていきます。また、そのために必要な行事等も企画していきます。(村づくり推進室)
7 -6	第7章第2節 行政も一元化統合を	B	今後住民の皆様のご意向を十分伺った中での検討事項とさせていただきます。(総務課)
8 -1	1ページ健康づくりの促進の施策 サンサン体操の普及を入れる	A	健康づくりに考えられる様々な具体的施策の中で普及を図っていきたくて思ひます。(住民福祉課)
8 -2	3ページ高齢者、障害者(児)ひとり親家庭等への福祉の充実 地域で支える仕組みづくりとして、地域の場づくりと相談支援員の機能充実が必要。ひとり親世帯(離婚他)離婚が多くなっており、その相談機能の充実も必要。	B	相談機能の充実は、高齢者については地域包括支援センター、障がい者(児)に対しては村及び障害者自立支援センター(ちくほくく)、松本圏域障害者相談支援センターとの連携、また、ひとり親世帯については、福祉事務所、民生児童委員との協力により、専門職を活用しながら福祉全体にわたる相談体制の充実を図ります。加えて今年から成年後見支援センターも利用できるようになりました。相談窓口の周知不足もあるので、PRを行い、相談し易い体制を整えます。(住民福祉課)
8 -3	7ページ道路・住環境の整備 若者定住化と若者向けの安価(特別補助金)な村営住宅を作る。子供が中学生になったら、料金は見直す等が必要。	B	若者定住化に対応した村営住宅の建設は有効な施策のひとつと考えます。住宅使用料については具体的施策の中で検討していきたいと思ひます。(建設課・村づくり推進室)

8-4	8 ページ消防防災体制の整備 施策の中に筑北村地域防災計画を早急に見直し作成して、村民に公表する を入れる。地域での支え合いを強化するためにも、支え合いマップの定期見直しを入れる。	B (一部A)	現状と課題の本文には記載しておりますが、災害に強い地域づくりを進めるために地域防災計画等を有効に活用できる方策を検討していきたいと思います。(総務課)
8-5	1 1 ページ環境の保全と地域資源の活用 施策の中に筑北村として安心・安全を確保するため、放射線の定期測定をし公表する。農産物の一部に放射線による影響が指摘され、今後風評被害も考えられるので自らの安全宣言も必要と思う。	B	農作物の放射線については、国・県等の測定結果、系統組織などでの対応で考えています。(産業課)
8-6	1 2 ページ森林の整備 施策の中に有害獣被害防止のため、里山整備だけでなく住民の負担を含めて、ネットを設置(大規模)していく必要がある。旧四賀村で実施しているもの参考にする。	B	有害鳥獣防護柵については、国の補助事業を活用しており、平成23年度は要望のあった2地区約3.3kmの防護柵を設置しています。施工方法は、村が原材料を地区に支給し、地区が自営工事(おてんま作業)により施工しました。今後も、国の補助事業を活用し、地域の要望により、購入を継続していくことを考えています。また、小規模な物(電気柵等)については村単補助事業の活用を呼びかけていくよう考えています(産業課)
8-7	1 3 ページ雇用・就労環境の充実 施策の中に村内産業振興連携組織の確立とあるが、もっと具体的に記載すべき。定期的に村内企業とのコミュニケーションが必要。防災等地域との連携も大事。	B	現在商工会を中心に会員企業の間では連携組織が作られ活動されているところですが、商工会加入以外の企業まで含めた連携を、ご意見と共に今後検討していきたいと考えています。(産業課)
8-8	2 4 ページ集落環境 集落の統合を早急に実施する を入れる。特に坂北地区は常会の数が多すぎる。常会は原則として、30戸以上位にすべきである。集落支援員とは何か?職員集落担当制との関連はあるのか?	B	集落の統合はその集落で暮らす皆さんの同意があって実現するものですので、村としてはその支援策について検討していきたいと考えています。 また集落支援員とは、集落の維持・活性化を図るため、集落の課題や要望を調査して解決策を提言する専門の相談員のことで、支援員となりうる対象は村内外を問いません。国が2009年から全国の過疎自治体に導入を進めている制度です。村が行う職員集落担当制とは異なるものです。(総務課)
8-9	2 5 ページ行政運営 施策の中に適正な人員配置とあるが、現在委託をしている各種の業務を見直しして職員が実施する方向にして、全体の人件費等削減すべきと思う。各種の委員会が多すぎる。もっと簡素化(必要性、回数、人数等の見直し)が必要	B	従来から委託業務の見直しを進めていますが、今後もより一層の経費削減に向け取り組んでまいります。 また、各種委員会については現在必要最低限の委員会としておりますが、より簡素化できるのか今後検討していきたいと思います。(総務課)
9-1	今回の意見募集について、11月21日他の配布物と共にこの『意見記入用紙』が配布された。しかし『総合計画(案)』なるものが見当たらず、すでに配布されたものを私がどこかにしまいこんだか、紛失してしまったものと思い、意見提言は諦めていた。 ところが、11月26日組内回覧で戻ってきた。しかし、31ページもある内容で、全てを読むには時間を要し、回覧が遅れるため内容は見ずに回覧した。 その後、インターネットで調べたところ記載されていたので、それをプリントアウトして内容チェックすることにしたが、それを出来ない方は一体どうやって内容検討するのか、大変疑問に思う。	B	前期計画時は組回覧はありませんでしたが、今回は一歩進めて組み回覧を追加しました。意見記入用紙と計画(案)はセットで回覧していただくつもりでしたが、用紙だけが先に各戸配布されたようです。 定時の告知放送でお知らせしていたように、各支所窓口やホームページ、及び組回覧で閲覧できましたが、今後は各戸配布についても検討します。(総務課)

<p>9 -2</p>	<p>全てを詳細に検討した訳ではないが、全体的に総花的で一般論が多く、筑北村としての特徴や将来に向けての思いが欠けている様に思われる。</p> <p>従って、『筑北村』を他の村名にすればどこでも通用する内容が多い様に思う。このような内容に多くの紙面を使うのは勿体ないと思う。」</p> <p>『筑北村は他の村とはここが違う。だからこうする』と言った特徴ある内容の総合計画を希望する。そして出来る事、本当にやる事に絞り込み、そのためには紙面は大幅に削減しても良いと思う。</p> <p>総合計画は文書を作るのが目的ではなく、村民全員が何年後にはこうなるという『共通の期待を持って取り組める目標』を文書化したものではないだろうか。</p>	<p>B</p> <p>総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」により構成されています。村の総合的かつ計画的な行政運営のための方針であり施策の大綱である、平成19年度を初年度とし平成28年度を目標年度とした「基本構想」があり、同時に策定された「前期基本計画」に引続き、今後5年間に係る「後期基本計画」を今回策定するものです。この基本計画は、ある程度具体性を持ちながら村政全般にわたり記述せざるを得ませんが、今計画案は5年後を目標にした独自の特徴ある施策を明確に打ち出しています。</p> <p>また、活力ある「元気な村づくり」のための基本課題や主要方策について、過日行われた行政懇談会資料として各戸配布されたところです。</p> <p>今後計画が決定されますと、わかりやすい概要版を各戸配布する予定です。（総務課）</p>
<p>10</p>	<p>スポーツ大会開催による筑北地域の活性化 －問題提起－</p> <p>今、村外の人が筑北地域に立ち寄ることが少ない状況で、ただ待っていても人が来る状況が変わるものではない、そのためにも、この地域に人が集まる目玉になるものを立ち上げなければと思う。</p> <p>－提案事項－</p> <p>一つ提案だが、筑北地域には各種スポーツ施設が多い地域性を加味して、年間を通しての各種のスポーツ威厳と大会を立ち上げてみてはどうか。子供さんの大会があれば必ず親御さんが引率・見学に来る。子供の数の比例以上に親御さんがついて来るので購買力が発生すると思われる。</p> <p>それでただスポーツ大会をやるのではなく、当日大会開催地に臨時の販売所（例として筑北地域の農産物販売所）を設けることで、気安く村外の人が物を購入しやすいと思われる。</p> <p>－実際に行った事項－</p> <p>私は今現在、小学生の学童クラブ・筑北学童サッカークラブのまとめ役をやらせて頂いている。それで今年の夏に、外部イベント団体との協力によって初めての企画として本城体育館にて、村外からの参加チームを集めてフットサル大会を開催した。大会開催に当たっては、筑北地域にある各農産物直売所に声をかけて臨時の販売所を設けた。成果としては予想以上の購買力があった。</p> <p>－今後として－</p> <p>関係各所（村・教育委員会・地域の店・各種スポーツ団体等）に協力を願い、各種スポーツ競技開催情報・地域イベント情報をコントロールして、ゆくゆくは『スポーツイベント開催地域』として麻績村との連携を図りJR・高速道路の利便性を生かし、宿泊も兼ねた大会開催を目指してみてはどうか。また、この活動に村民の協力も欠かせないと思う。</p>	<p>B</p> <p>筑北村は、各種スポーツ施設が整って環境も良く、また、JRや高速交通網のI・Cも近くにあるなど、利便性も良く、近年、知名度があがっています。特に、とくら周辺施設、冠着荘周辺施設、やすらぎスポーツ広場野球場を中心に村外スポーツ大会等が盛んに行なわれています。現在の村の取り組みとしては、1) スポーツ施設の合宿等に関わる予約は、村内の宿泊施設とセットでお願いしています。2) 地域の直売所、地域のお店に対しては、各スポーツ施設の利用情報を提供しています。このように、関係機関等と連携して、誘客を図り、スポーツを通じて筑北村の活性化を図ってまいります。（生涯学習課）</p>

<p>11</p>	<p>計画の項、新規就農者受け入れ意見（内容）</p> <p>私は長野県有機農業研究会に所属しているが、そこで知り得た情報では、阿智村では若者による新規就農者（Iターン）が急増中であると聞く。それで11月にその関連のイベントが阿智村であったので、300kmの道のりを乗り越え行ってきた。それを紹介しながら、わが筑北村でもどのようにしたらいいか述べたい。</p> <p>まず阿智村であるが、その推進役（有機農研の人）Aさんでも全容がつかめない位、新しく村に移り住んで農業をする若者がいるらしい。なぜそんなに増えるのか、私も研究途中なので詳しくはここで述べられないが、一つに村の積極的な姿勢があることはまぎれもない事実だろう。</p> <p>一例をあげると（一度聞いた限りなので多少違っているかもしれないが）、新規就農者に3年間、月10万円無利子で貸与し、年200万円の売り上げがあるようになったならそのお金は返さなくてもいいとか、もしその圃場がすぐ耕作できないようだったら、村が全額負担してきれいにしてくれ、もしいるようなら農道まで作ってくれる（そういう圃場を見学した、もものわ農園）。もっとあるのだろうが、詳しくは添付した資料を見てもらうこととし最後に結論を述べよう。</p> <p>筑北村の計画案にもあったように、あき家・空き農地の情報をだれでも見られるように、たとえばインターネットで公開する（麻績村ではすでにそうしているようだ）。村の予算で新規就農者に対して支援できることは出来る限りのことはする。それから新規就農者の相談相手として、同じ有機農研に所属しているBさん（本城地区）、Cさん（坂井地区）の両氏は積極的に相談相手になってくれると思う。</p> <p>これから人口減少時代を迎える（村ではすでに始まっている）。何かをしなければ村機能を維持できなくなる恐れがある。前述のCさんに聞いたが、長野県は新規就農希望者の希望地では一番だそう。そんな追い風も吹いているし、幸い「ふくしま」からもある程度離れていたためその被害もほとんどないし、で都会なりどこなり、農業を希望する人（できたら若もの）を受け入れられるよう全力を尽くすべきだ。ただ、その阿智村のイベントでは3つの圃場を見学できたが（もものわ農園、青美平のたまご屋さん、アイリー・ファーム）、家の回りにすぐ圃場があり、その広さは1ha位あるんじゃないかと環境が良好なのだ。たとえ貸し家があってもはたして耕作できる田畑が筑北村で用意できるのか、その辺がこのかぎを握っている、そんな気もする。</p> <p>以上いろんな事を書いてきたが、イベントでもらった資料（一つは村で作ったものと思われるものとAさん作成の資料）2通一緒に送る。ご参考にしていただけたら幸いです。</p>	<p>新規就農者受け入れについては、国、県の補助制度を活用していく考えです。今後、県を通して筑北地域へ新規就農者の問い合わせが増えてくるようでしたら、ご意見を参考に村でも、空き家対策と共に検討していく考えです。（産業課）</p> <p>B</p>
<p>12</p>	<p>私は筑北村村内に在住する40歳代の男性で、村外の高齢者施設に勤務している。</p> <p>実はこのような第一次筑北村総合計画というものがあったことを知らず、今回、初めて目を通させていただいた。</p> <p>内容は、これから私たちが生活していく基盤作りを幅広く考えていただき、とてもありがたいと思ったが、どうしてもこのような計画書は具体性が欠けるので、5年後もあまり状況が変わらないのではないかと正直思うところもある。</p> <p>今回メールさせていただいたのは、学校統廃合後の空校舎の利用提案に関することである。私自身、村外の高齢者の施設に勤務していると、筑北村の介護予防・福祉の遅れがとても気にかかる。第3節の 高齢者、障がい者（児）、ひとり親家庭への福祉の充実が書かれているように、後期高齢者数が平成38年くらいまで微増するということは、村内の寝たきりや認知症の高齢者も微増することであり、別の見方をすると介護する家族（配偶者や子供）の負担が増大することになる。現在、村内・麻績村の介護保険施設でも不足している現状もあるので、出来れば寝たきりや認知症を予防する事業を行う施設または介護が必要となったら短期間でも預かれる施設として空校舎を改築して利用できないかと、私自身考えている。</p> <p>まだまだ具体性はないが、今後プロジェクトとして立ち上げ、調査・研究してみてもどうか？是非とも、ご検討をお願いしたい。</p>	<p>学校統廃合に伴う空き校舎の利活用については、今後必要な協議組織の設置について検討していきたいと考えております。（こども支援課・総務課学校等統担当）</p> <p>B</p>

(資料7)

「第一次筑北村総合計画後期基本計画（案）」に係る 村民からの意見募集（パブリックコメント） 実施要領

1. 主旨

「第一次筑北村総合計画後期基本計画（案）」に対し、広く村民からの意見募集を行い、その反映に努める。

2. 実施期間

平成23年11月18日（金）から平成23年12月19日（月）までの1ヶ月間

3. 意見の募集方法

総務課及び各支所村民課に、「第一次筑北村総合計画後期基本計画（案）」等の閲覧用資料及び意見募集様式を用意するとともに、各常会に当該資料及び意見募集様式を常会組内回覧用として配布する。あわせて村のホームページに当該資料及び意見募集様式を掲載することにより村民からの意見を募集する。

4. 意見の活用方法

寄せられた意見を集約し、関係課（所・園）と調整の上、反映可能な意見は計画（案）の加筆修正を行う。また、その経過を筑北村総合計画審議会に報告する。

5. 作業実施要領

- (1) 村民からの意見募集を実施する旨、村無線放送等により周知する。
- (2) 上記2の実施期間中、総務課及び各支所村民課に閲覧用資料を用意及び各常会に配布するとともに村のホームページに当該資料を掲載し、意見がある場合は別紙意見募集様式に記入の上、窓口へ持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出していただく。各支所村民課で受理した意見については、速やかに総務課に回付する。
- (3) (2)により寄せられた意見については、随時、関係課（所・園）と調整を行い、反映可能な意見は計画（案）の加筆修正を検討する。
- (4) 募集期間及び(3)の作業終了後、筑北村総合計画審議会に対しその経過を報告し、審議会から村への答申に当たっての参考としていただく。
- (5) 計画決定後、計画と合わせ、パブリックコメントの結果を公表する。

「第一次筑北村総合計画後期基本計画（案）」に対するご意見記入用紙

※ 差し支えなければご住所、お名前等を記入願います。
(個人情報の取り扱いには万全の注意を払います。)

ご住所： _____

お名前： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

性別： _____ 男性 ・ 女性

(どちらかに○をして下さい)

年齢： _____ 歳

区 分	内 容
計画（案）の頁	
ご 意 見	

※内容に関するお問い合わせは、筑北村総務課（電話6 6-2 2 1 1）までお願いいたします。